

平成26年第1回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成26年3月11日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院局長 三好信之君

教育委員
職務代理者
会長

千田秀昭君

教育委員
会長

安川登志男君

教育委員
生涯学習部
会長

古川靖弘君

農業委員
会長

松川英一君

農業委員
事務局
会長

秋山照雄君

監査委員

吉田博行君

監査委員
事務局
局長

石川誠君

事務局出席者

議会事務局
局長

石川敏君

議会事務局
議総務課
局長

浅利知充君

議会事務局
議総務課
主任

岡崎忠幸君

議会事務局
議総務課
主任

御代田知香君

議会事務局
議総務課
主任

檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。10番 国忠崇史議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。2番 十河剛志議員。

○2番（十河剛志君）（登壇） おはようございます。

平成26年第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一括にて行います。

きょうは平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年を迎えます。この大震災によりお亡くなりになられました方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災地では、現在、復興に向けた取り組みが少しずつ進んでいるものの、依然として厳しい避難生活を続けておられる方も多く、改めて大規模地震の恐ろしさと、その後の生活再建の困難さや過酷さを思い知らされます。一日も早い被災地の復興と被災者の皆様の生活再建を心からお祈り申し上げます。

まず1項目めの質問は、道路管理について質問いたします。

今年の冬も、一昨年、昨年に続き、12月、1月には大雪に見舞われ、道路や家の周りの除雪に加え屋根などの雪おろしで、市民の皆様や除雪・排雪に携わっている方は大変御苦労されたと思います。2月は、気温は低いものの降雪も少なく穏やかな日々が経過しておりました。士別の道路除雪・排雪は、他市町村と比べ、長年築いてきた牧野市長自慢の除雪体制でもありません。私も、札幌、旭川など他市町村の方に、士別の除雪はすごいと尊敬される所であり、日ごろ、冬道の道路維持にかかわる施設維持センターを初め、環境整備事業協同組合など多くの方々に、安心して冬道を走行させていただいていることに感謝申し上げます。

1つ目の質問は、流雪・融雪溝、マンホール、排水溝などの点検更新について質問をいたします。

昨年6月には、排水溝のふたを支える受け枠がめくれ上がり乗用車のタイヤをバーストさせ

た事故や、11月には、東3条16丁目の南郷通りにおいて、マンホールの浮き上がり防止蝶番が破損していたこともありふたがはね上がり、車両下部と接触し損傷させた事故が発生しています。

11月の事故は小学校、中学校の通学路でもあり、事故の発生時間が早かったことと、マンホールが当たった箇所が車両下部だったため、ハンドルがとられ道路を逸脱することはありませんでしたが、通学時間帯にタイヤ等に当たり道路を逸脱するような事故だったと思うと背筋が凍る思いです。

また、マンホール周りのアスファルトが劣化により痩せてマンホールの側面が高くなり、雪の降り始めには除雪車の鋼板がひっかかり、マンホールや除雪車を破損させることがあると聞いています。そのため、各除雪業者は、独自に受け持つ道路のマンホール等の危険箇所を点検して地図に落とし込み注意喚起していますが、その情報は施設維持センターに届いているのかお知らせください。情報共有をしているのであれば、どのような対応をとっているのかもお知らせください。

除雪作業によるマンホールなどとの接触による事故件数等が年に数件あると聞いていますが、最近の事故件数、補修金額など、わかる範囲でお知らせください。

本年は、昨年の事故を受け、国道、道道、市道のマンホールの緊急点検を約350カ所行う計画となっておりますが、そのほかのマンホールの点検はどのように考えておられるのかお知らせください。

また、流雪・融雪溝のふたや転落防止柵等の点検はどのように行っているのかお知らせください。

流雪溝のふたを閉めるのが大変だとよくお聞きします。変形や破損等があると随時交換すると思うのですが、形状の構造改善などを行っているのかもお知らせください。

次に、流雪溝の投雪時間についてお聞きいたします。

流雪溝は天塩川より水を引き込み、北大通りから東5条通り、東1条通り、国道40号へと3路線に分かれ剣淵川へ放流しています。国道は道幅があるので同時刻に、東西ある流雪溝に看板を出し投雪作業をしても気にはなりません。道幅の狭い東5条通りや南大通りは、同時刻に、東西もしくは南北に看板を出し投雪をしていると、車で走行していて危険を感じることがあります。放流のシステムで、可能であれば、同じ路線の東西もしくは南北の流雪溝の投雪時間をずらすことができれば危険を感じなくなると考えますがいかがでしょうか。

次に、流雪溝の未投雪について質問をいたします。

流雪溝の未投雪につきましては、平成22年の井上議員の一般質問でもありました。そのときの答弁では、未投雪箇所の実態では、空き家等の不在住居が79カ所で、そのうち20カ所は不定期で所有者が処理しており、完全な未投雪箇所は59カ所です。未投雪対策では、所有者へ電話連絡をして投雪をお願いしている。また、未投雪箇所のうち交差点部などにつきましては年に3回ほど除排雪を実施しており、交通安全の確保に努めているとの答弁でした。

先ほどは、平成21年の未投雪箇所でしたが、その後の未投雪箇所はどのような実態になっているのかお知らせください。

今後は、ますます、空き家や空き地の増加、高齢化などによって未投雪箇所の増加が懸念されます。私は、空き家や空き地の所有者に一定の費用を負担していただき、除雪・投雪してもらおうよう空き家条例のような条例をつくり、所有者の責務としなければならないと考えています。その負担をしていただいた費用で、冬場に仕事がない季節労働者や若者など、雇用の場をつくれないかと考えます。

市として、今後の未投雪箇所の対応をどのように考えておられるのかお聞きし道路管理について質問を終わります。

2項目め1つ目の質問は、士別市民文化センターの車椅子利用者への配慮について質問いたします。

昨年、老人クラブ主催の芸能発表会が9月に行われ、多くの参加者が集まり、参加団体の中には、老人クラブに加入していないデイサービスの利用者と桜丘荘の利用者、そのほかにも車椅子を利用されている方がおられました。士別市民文化センターの大ホール正面から入れば右側の入り口はバリアフリーとなっておりますが、士別市民文化センター東側の玄関から入り、展示場や研修室がある入り口から入ってきた車椅子の方は、2カ所の内開きドアを開け5センチほどの段差を越えてこなければなりません。車椅子の方や介助の方が、そのとき大変御苦労されたとお聞きしました。

また、士別市民文化センターには、大ホール正面入り口右側の通路から入り、ステージに向かってすぐの右側の席が車椅子専用の観覧席として設けられておりますが、その場所にはパイプ椅子を持ち込み座っている方がおられ、車椅子で来られた方が行く場がなく困っていたともお聞きしました。

そこで、展示場、研修室側から車椅子での出入りについては、建物の構造的なものがありますのですぐには改修できないと思います。士別市民文化センターの大ホール正面の入り口を利用し右側の通路を使用していただくよう表示してはいかがでしょうか。

また、車椅子専用の観覧席については、誰が見ても車椅子専用であることがわかるような車椅子専用の表示をして、パイプ椅子などを持ち込ませないようにするべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

今後、改修を検討する際には、士別市民文化センター大ホール内、中央にある東西の通路全部が車椅子専用の観覧席にできるように、取り外しのできる椅子に変更してはいかがでしょうか。

牧野市長の2期目のマニフェストには健康長寿日本一を掲げておりますし、やさしいまちでは、高齢者に、子供に、障害者に、生活者、全ての人にやさしいまちづくりを進めますとも言っております。また、今年は士別市民文化センター大ホール落成50周年にも当たり、車椅子の方や障害をお持ちの方にもやさしいまちづくりとして士別市民文化センターにも配慮していた

だきたいと思います。

2つ目の質問は、子ども議会について質問いたします。

昨今、若者の選挙の低投票率、政治離れは深刻な問題となっています。選挙の投票率は一朝一夕に改善されるものではありませんが、重要なのは、未来の有権者である小・中学生に対して、地道な常時啓発と主権者教育の積み重ねだと考えております。その一端として子ども議会があり、子ども議会は、地域の問題を調べ、解決策を議論し合意形成する民主主義の基本を体験させる絶好の機会であると思います。

全国の子ども議会の開催状況は、平成22年現在、市議会で133議会、町議会で122議会であり、実施形態や審議内容等については、実施する議会で違いがあるものの、議会・行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など、児童・生徒の身近なテーマについて、一般質問形式で市長や教育長に質問・提案するといった形が多く見られます。

士別の子ども議会は、市内の小・中学生のまちづくりへの興味・関心を育み、子供の自由な発想を生かした意見・要望を市政へ反映させるとして、一昨年小学生に続き昨年は中学生の子ども議会が開催されました。昨年の各中学校では学習グループが設置され、6校で計112名の生徒が参加し、保護者や地域の関係者の協力をいただきながら、担当教諭の指導のもと調査・研究を行われました。一昨年の子ども議会より昨年の子ども議会は、中学生ということもあり、しっかりとアンケート調査を行い、調査・研究のもと、私たち議員と遜色ない質問も見られ驚きました。子ども議会議員の皆さんの、これからも子供らしく、新鮮で柔軟な発想を開きたいと思いますが、市として、今後はどのように考えておられるのかお知らせください。

また、子ども議会の議長ですが、議場で議員の中からの選挙を行い決めることはできないのかなと思います。できることならば、議員も学校で選挙を行い決めてほしいと思いますが、学校現場の教員の負担もありますので、議長は議場を使い選挙で決めていただきたいと考えます。

子ども議会を通して、私たちが住む士別の郷土を見直し、市政に関心を深め、将来の有権者としてよりよいまちづくりにかかわっていく心を育むためにも、今後も子ども議会を継続していただくようお願いいたします。私の一一般質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

十河議員の御質問にお答えする前に一言申し上げます。

巨大地震、巨大津波、加えて、福島第一原発事故、日本中を、世界中を震撼させた東日本大震災。あの日から本日で3年が経過いたします。この震災で亡くなられた方に対し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方、いまだ行方不明になっている方、更には、避難生活を余儀なくされている方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

本市におきましては、広報しべつの3月号に特集として掲載いたしました。震災発生から今日まで、多くの市民の皆様の御協力をいただきながらさまざまな取り組みを行ってまいりました。しかし、被災地の完全復興はまだまだ道半ばであります。今後におきましても、この震

災を決して風化させることなく後世に伝えていく取り組みを続けていくとともに、できる限りの支援を続けていく所存であります。

それでは、十河議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、道路管理の御質問のうち士別市の除雪概要について答弁申し上げ、詳細については建設水道部長から、市民文化センターの車椅子利用者への配慮及び子ども議会については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

積雪地域における冬期間の安全かつ安心な道路交通の確保は、通学・通勤、救急医療、消防・防災等の住民生活の安全確保、更には、産業・経済の円滑な活動及び地域間交流促進の観点から極めて重要であります。

除雪の出動基準は、午前3時までに積雪深が10センチに達した場合や、地吹雪等により吹きだまりが発生し交通障害が見込まれる場合であり、除雪の開始時間は午前4時からとしています。

また、1日当たりの除雪延長は、市道総延長838キロメートルに対し、車道565キロメートル、歩道46キロメートルの合計611キロメートルとなっております。

次に、平成26年2月末現在における降雪状況については、降雪量は6メートル31センチ、積雪深は1メートル18センチとなっており、これは昨年の同時期とほぼ変わらないものの、例年と比較すると降雪量が多い状況であることから、市民の皆様には大変御苦勞をされていると存じます。

昨年3月には、道東において異常な暴風雪災害等により9名の方が亡くなるなど痛ましい災害が発生したことも記憶に新しいところであります。本市も、道内では屈指の豪雪地域であり、除排雪については日常生活の重要なライフラインであることから、安定的、継続的な除雪体制の確保が求められています。

士別地区は士別環境整備事業協同組合、朝日地区は朝日地区環境維持協同組合とそれぞれ契約し、気象状況により速やかに出動する態勢をとっております。市民はもとより、転勤などにより新たに士別市民となられた方、また、お仕事などで訪れる方や町行くドライバーの方々からも、士別はすばらしい除雪体制ですねと高い評価をいただいているところであります。両組合においては、除雪機械の確保や長年培った熟練技術を持ったオペレーターの確保に努力され、日ごろより、きめ細やかな除排雪作業を行っていただいている成果であり、私は誇りに感じている次第であります。

次に、流雪溝と融雪溝についてであります。流雪溝は平成7年12月から、融雪溝は平成10年12月から供用開始しております。これら施設の目的は、市民の協力により冬場の道路環境の向上を図ることや、行政による排雪作業が軽減となるなど、快適な冬の生活環境づくりに資するものとして効果を上げてきました。しかしながら近年は、空き地や空き家が増加し、未投雪箇所も増えてきている実態にあります。

そうした中で、市民協働のまちづくりを踏まえ、行政としての防災対策とともに、市民共通

の認識として、例えば、通行の障害となるような雪捨てなどを行わないようマナーを守っていただき、今後も市民の協力を得ながら、豪雪に負けない全国に誇れる日本一の除雪のまちづくりに引き続き努めてまいります。

以上を申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小山内建設水道部長。

○建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 私から、道路管理の詳細についてお答えいたします。

初めに、流・融雪溝、マンホール、排水溝などの点検更新について、危険箇所の情報が市に届き、情報の共有を図っているかについてであります。

士別市が除排雪業務を委託している環境整備事業協同組合及び環境維持事業協同組合がまとめたマンホール等の危険箇所の情報については、市道除排雪処理要領に、受注者は降雪前に路線の状況を確認し危険な箇所があれば発注者に報告をすることになっており、その情報に基づき、除雪作業前に補修等を実施しています。

次に、除雪作業の事故件数及び補修金額についての御質問がありました。

平成24年度、士別地区は15件で120万円、朝日地区は1件で15万円となっております。25年度は、2月末現在、士別地区は18件63万円となっております、朝日地区での発生はなかったところであります。

事故内容は、マンホール、縁石、車庫のシャッター、窓ガラス等の破損で、各環境整備事業参加業者の加入保険で対応しているところであります。

事故の状況及び補修完了については、現場または写真で確認をいたしております。

次に、下水道マンホール点検についての御質問がありました。

士別市公共下水道マンホールの設置数は、24年度末で3,610カ所、朝日地区については341カ所です。マンホール設置箇所の内訳は、士別地区では車道が約72%の2,602カ所、歩道は約28%の1,008カ所となっております、朝日地区については全て車道に設置されています。士別地区マンホールの維持管理・点検につきましては、上下水道課において、平成18年度から民間業者へ業務委託しており、現在は、市内区域を3年間で全区域を点検できるよう3分割して実施しているところでもあります。しかしながら、議員お話しのように、昨年11月に下水道マンホールふたのはね上がり事故が発生したことから、26年度には、交通量が多い国道、道道や市道の幹線道路の車道部に設置している約350カ所のマンホールふたについて、緊急点検を予定しているところでもあります。

そこで、御質問ありましたその他箇所の点検についてであります、点検頻度は従来と同様に3年間で全区域を確認することとしますが、点検方法については、これまでの目視点検に加え、より慎重に確認するため、ハンマーを使いながら金具等の劣化状況も確認することで事故防止に努めたいと考えております。

次に、流雪溝、融雪溝のふたの点検についての御質問がありました。

流雪溝の投雪口は国道313カ所、道道353カ所、市道221カ所の合計887カ所となっております。

この流雪溝の点検につきましては環境整備事業協同組合が、融雪溝については市直営で、供用開始前にふたや転落防止柵の点検等を行っており、設置されているふたについては鉄製で、国道に設置されているふたは一枚もので重たいため油圧式となっており、その他の区間は二枚ものとなっています。

議員お話しのとおり、ふたを閉めるのが大変だとのことではありますが、全国の流雪溝設置自治体の中でも、本市が特に寒冷地であるため、ふたと柵が凍結することが大きな原因でありまして、利用者から解氷ができないとの連絡があった場合には、環境整備事業協同組合のパトロール員が確認し、その都度対応を行っている状況であります。

次に、排水溝の点検についての御質問がありました。

冬期間は、交差点に交通事故防止のため焼き砂を散布しており、この焼き砂が排水溝に流れ込むこともありますことから、融雪後、路面清掃時にあわせてふた等の点検もしており、破損等があった場合には速やかに修繕をしております。

次に、流雪溝の投雪時間についての御質問がありました。

平成23年第1回定例会で菅原議員の御質問にもお答えしていますが、国道、道道、市道を28のブロックに区分し、午前7時から午後8時30分までの間で、1日2回、1回20分間と決め、1回の投雪は国道ルートを午前7時から始まり、道道ルートの午後1時25分で終了し、2回目の投雪は国道ルートを午後2時から始め、最終の市道ルートは午後8時30分の終了となっています。

そこで、御質問がありました東5条通りと南大通りの東5条から国道40号間は、同時に対面での投雪を行っております。この道路の幅員ですが、東5条通りについては車道幅員10メートルとなっており、南大通りは国道と同じ車道幅員11メートルとなっています。

議員御指摘の東5条通り4ルートを交互に投雪した場合には2時間15分の延長、南大通り2ルートを交互に投雪した場合には1時間20分の延長となり、合わせて3時間35分の時間延長となるものであります。このことから、現在の午前7時から午後8時30分の投雪時間帯を大幅に延長しなければならないことと、投雪時間をこれ以上延長することは取水量が今以上に必要となり、現在、国から許可を得ている1日の取水量4万608立方メートルを超えることになり、新たに取水量の許可を得ることは困難なところであります。今後とも安全に利用していただけるようパトロールの強化に努めてまいります。

次に、流雪溝の未投雪についての御質問がありました。

未投雪箇所の実態についてであります。平成22年第4回定例会におきまして井上議員の質問にお答えしたときより、未投雪箇所数が18カ所増加し、現在は97カ所となっており、その要因といたしましては、空き店舗、空き地などが増えている現状にあります。

次に、空き家条例のような条例をつくり、空き家や空き地の所有者に一定の費用を負担していただき、未投雪箇所の解消を図ってはとの御質問がありました。

融雪溝は地域住民の協力のもとに、市道や歩道等の雪を投雪していただいていることで快適

な冬の生活環境づくりのために整備されたものであります。しかし、先ほども述べたとおり、未投雪区間が増えている状況から、未投雪箇所のうち交通安全の確保のため、交差点や見通しの悪い箇所につきましては、市で年2回から3回ほど除排雪を実施し安全の確保に努めているところであります。これらの未投雪箇所につきましては今後も増加すると考えられますことから、国・道及び流雪溝管理運営協議会等と協議をしながら、また、他市町においても同じような問題を抱えているとお聞きしておりますので、どのような対応をしているか調査し、快適で安全な冬道確保に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、御答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 古川生涯学習部長。

○生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から最初に、市民文化センター大ホールの車椅子利用の対応に関する御質問にお答えいたします。

市民文化センター大ホールは、平成7年に、客席や舞台関係など大きな改修をいたしておりますが、この改修の際、車椅子利用者用の客席として、取り外しができる可動客席を含め車椅子9台分のスペースを確保いたしております。また、身障者用トイレをホワイエに設置し、体が不自由な方へ対応をいたしているところであります。

お話にありました昨年9月の老人クラブ連合会主催の芸能発表会につきましては、文化センターではあらかじめ、車椅子用スペースの可動客席を取り外して車椅子来場者用のスペースを確保したところでありましたが、実行委員会の係員の方がパイプ椅子を並べたため、車椅子の来場者の観覧場所がなくなったところであります。

また、研修室側からの入り口ドアには関係者以外の入室をお断りする表示をし、一般の方へ出入りを控えていただいておりますが、車椅子の方が出入りされるとのことであり、その後においては、車椅子用観覧席の利用も含め、大ホールを利用される際に主催者に御説明し、注意をお願いしているところであります。

そこで、車椅子利用者のホール入り口への表示についてであります。車椅子の来場者がホール内へスムーズに移動できる案内表示をいたし、また、車椅子用観覧席の表示につきましても表示プレートを用意いたしてまいります。

なお、ホール客席中央部、東西通路前列の可動式客席への改修につきましては、現状スペースで十分対応できると考えているところであります。今後、ホールの改修を検討する際には、車椅子用客席も含め、障害をお持ちの方に十分配慮したホール設計を検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても多くの方々に市民文化センターを御利用いただけるよう、やさしいまちづくりに配慮した施設の管理運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、子ども議会に関する御質問にお答えいたします。

子ども議会につきましては、平成21年度から23年度にかけて実施した子ども夢トークを更に発展した形で、子供たちのまちづくりへの興味・関心を育み、子供の自由な発想を生かした意

見を市政に反映するため、24年度に小学生による初めての子ども議会を開催し、昨年は10月29日に中学生による2回目の子ども議会を開催したところであります。

子ども議会の開催に当たっては、子ども議員に土別市の市政や議会などに関する理解を深めていただくための事前学習会も行っており、本年度は、中学校の御協力のもと学校内に学習グループを設置していただき、調査研究を重ね、質問事項などを作成し、代表の子ども議員がそれぞれの思いや仲間の意見を本会議場において発表いたしました。子ども議員の意見や提言に対しては誠意をもってお答えいたし、更に、調査検討などを要する事項についてはそれぞれの部局で検討を行い、その結果を各学校に返していくとともに、可能なものについては、速やかに市の施策に反映することといたしております。

そこで、今後の子ども議会の考え方についてであります。子供たちの自由な発想による意見や提言を子供らしく発言していただくことが何よりも大切なことですので、今後もそのような子ども議会となるよう、引き続き、意を配ってまいりたいと考えております。

また、子ども議員や議長の選出方法、議会の進め方につきましては、これまで実施した子ども議会を踏まえ検討を行うとともに、26年度の子ども議会の開催結果をしっかりと検証した上で、子ども議会の今後の方向性を決定していく考えであります。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 十河議員。

○2番（十河剛志君） 再質問はしませんが、1点だけ、関連でお願いしたいことがありますのでお願いします。

先日、土別市民文化センター小ホールで行われました九十九大学の卒業式に招待していただきましたが、そのとき感じたことなのですが、今回、卒業生15名のうち13名が女性でほとんどの方が和服を着ておられました。そのときに壇上に上がるときに階段を使うのですが、とても危なく感じましたので、階段の高さを低くするとかスロープにするとか、危なくないように、やはり、毎年九十九大学は多分和服の方が多いいと思いますので、そういう気配り、優しさを配慮していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 12番 菅原清一郎議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 第1回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答での一般質問をいたします。

最初の質問は、昨年の第1回定例会でも質問させていただきました朝日町地域の振興策についての質問でございます。

私自身の議員活動の最大の懸案事項であります。

私は、昭和48年、22歳で秋田県から朝日町の現企業に就職し、今日まで40年以上にわたり住まわせていただきました。その間、地域の若者たちとともに商工会青年部に所属して、地域の商工業の振興と自社の発展のために努力してきたつもりであります。

そんな地域活動をする中、平成5年9月、朝日町議会選挙に、青年層の強い要請を受け立候補し、地縁・血縁が当落に大きな影響を持つ地域の中で、42歳で議席をいただいたのであります。以来、今日まで20年と6カ月の間、議会活動の中で、特に朝日町の問題を中心に質問を繰り返してまいりました。

平成17年9月1日の士別市との合併により市議会議員となり、士別市、朝日町の対等合併という約束での新しいスタートでありました。合併後、8年半を経過した今日の朝日町の中心市街地の整備はもとより、大幅な人口減に加えて、市街地に存在した企業・事業所の廃業や規模縮小、移転によって市街地域の景観が大きく急変してしまったのであります。しかしながら、悔やんでいても、やはり朝日に住んでいてよかった、朝日に生まれてからこの地で最後まで住み続けたいと思われている方が、種々の不平・不満を持ちながらも今日を元気に過ごされているのであります。そんな地域の将来も、安全で安心して住み続けられる地域であってほしいがための質問でありますので、以下の質問に対しての御所見をお伺いいたします。

いまだに1番に取り上げなければならない道道の整備問題であります。

さきの市長答弁によって、行政側は、地域の問題であるから朝日町地域でまとまった統一見解をと、朝日まちづくり連絡会に問題の解決のために委ねたのでありますが、会員構成25人中4人の拡幅推進者しかいない中での会議は、その結果は火を見るよりでありましたし、昨年11月25日の会議からこの会の開催ができない状況にもあります。

市街地の地権者の意見が反映されない中での意見の統一を求めるには、余りにも不可解な行政側のやり方ではなかったのではないのでしょうか。北海道に対しての道道の整備要請は、地域地権者の声が反映されるのが当然であると思っております。道道でありますから、最終決定は北海道知事が決定することであるのに、なぜに今日まで市長は、地元地権者の声に耳を傾けずに、この問題を再三にわたり地元に戻して、新たな火種となるような、まちづくり連絡会にその結果を委ねられたことは失敗であったと思っております。確かに、朝日町地域の問題ではあるのでありますが、御承知のとおり、町を揺るがす首長選挙を2回もしていることから、事この問題を地域全体に求めたのは間違いでありました。地域の声は、市長は朝日町市街地域の現状を視察はしていない。あるいは、市道でもないのになぜに市が拡幅への反対の結論を出すなどの異論が大きく聞こえてくるのであります。あの道路は北海道が道路管理者でありますから、地域住民は道民の権利としての要求をしているのであります。市長、あなたが朝日地区市街地道路整備を考える会、すなわち、地権者との対話を密にされ、一日も早い地域住民との合意のもと、その解決策を北海道に要請されるよう、強く強くお願い申し上げましてこの質問を終えます。

次の質問は、新市建設計画に基づきそれぞれの各種事業が実施されてきております中で、その実施状況に加えて、今後のまちづくりのために新たな振興策を具体的に示してほしいのでありますがいかがでしょうか。

各種インフラの整備もほぼ終了してきている今日ではあります、将来的な課題として、教

育・文化・体育施設等の新たな振興策に結びつくような事柄等についての協議はされてはいないのではないのでしょうか。私どもの子孫が、夢を持ってこれからも朝日町地域で生活を営む上での対策を今から講ずるべきでありますし、それが均衡ある両市町の発展を目指した自治体の合併であることを私は信じております。もしも現時点で何も協議されていないようであれば、早急に対策を、振興計画に結びつくような中長期的な計画事案を、全市的な問題でもあることから積極的にするべきだと考えますがいかがでしょうか。

先ほどの振興策につながる質問でもありますし、朝日町だけの問題ではありませんが、大幅な人口減少対策はこれからどうされていくのでしょうか。

私が先ほど申しました、昭和48年に朝日町の人口は3,997人でありました。あれから40年、人口はマイナス64%の1,448人になってしまいました。そんな朝日町の人口減少であります。平成25年12月の人口数を比べてみますと、24年対比の人口減少数は、名寄市がマイナス414名、本市は329名の減少であります。近郊の町村にしても、剣淵町でマイナス93名、和寒町がマイナス68人の減少であります。道内全てにおいての各自治体の大きな人口減少であります。近郊の各自治体は、その原因をどこにあると判断されておりますか。そして、本市では今までどんな手段を講じていられるのでしょうか。取り組みも含めて、その内容についてお知らせください。

朝日町地域からの減少の大きな一因は、市役所勤務等の職員の転出や事業所の閉鎖や廃業による市内以外への移動が大きな要因だと思いますし、各種事業所の規模縮小による人員整理などに加えて、次の質問の農業後継者不足問題にも大きくつながっている難題になってございます。

24年8月の統計によりますと、朝日地区の農家戸数109戸の将来後継者が確実な数が3戸あります。ほぼ確実な農家が6戸いらっしゃいます。その比率は8.3%でありまして、後継者がいない、あるいは未定と答えられた戸数が残りの100戸であります。ちなみに、本市全体の現状は、調査戸数697戸のうち、後継者が確実な戸数は78戸、ほぼ確実な戸数が38戸、合計で116戸の約16.6%しか、現状での後継者になれる方がいらっしゃいません。各農家も大きな問題となっているのでありまして、圃場の大型化している上士別地区が戸数も多いのですが、後継者の数も他地域と比べたら21名の確実、もしくは、ほぼ確実な後継者がいる地域ではありますが、ここにしても、上士別全体の比率からすると14.4%の後継者の数でございませ

各農業政策が本市の新年度予算でも講じられてはいるものの、ここにも、人口減少とあわせて事業の継承する後継者不足が大きな問題であります。本市の基幹産業の第一次産業の後継者不足の解消に向けての対策が何も講じられないのであれば、士別市の人口減少は予想以上に進行してしまうことから、本市のこの問題への比重がもっと大きくならなければ、幾ら箱物整備や大型圃場の整備に加えて、市長が唱えている各種日本一にかかわる整備をしても、将来の本市の発展はないのでありますことから、人口減の対策のための早急な措置をお願いしたい

のでありますがいかがでしょうか。

⑤のジャンプ場については取り下げをいたします。

次の質問は、岩尾内湖・天塩岳の観光振興の整備についてであります。

雄大な自然の整備にははかり知れない膨大な財政出動が必要でありますし、経済効果、費用対効果を常にせがまれる市当局だけではでき得ない事業規模なのだろうと思われまます。自分自身の経験からも、一自治体のみならず、広域での資源の開発と整備がなされる事項だと認識しております。

そこで、本市の場合、それも、今できることの1つの提案であります。天塩川の源流場所の特定とその表示について、何らかの対策を講じるべきだと思うのですがいかがでしょうか。天塩岳は道立公園でもあるので表示等には制限もあるのですが、石標などの設置をして源流表示をできないのでしょうか。

更には、岩尾内湖の神社山周辺キャンプ場の整備は終わっているものの、観光地でもあり、樹木等の表示板などの整備や遊歩道の草刈り等の整備によって、神社山周辺の見直しなどをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

更には、毎年のように遊魚の放流はしているものの、その追跡調査や釣り人への対策とマナーの悪さなどから、その効果のほどは何も値しない状況にあります。本市の観光の目玉は羊と雲の丘だけに、市民目線も行政も向いてはおりますが、素晴らしい雄大な自然の天塩岳、岩尾内湖とは比べ物にならない観光資源なのに、何の対策も講じられていないのにはまことに残念であります。その理由と今後の旧朝日町の観光資源開発にも目を向けるのは当然のように思うのでありますが、その考え方をお聞かせください。

次の質問は、朝日のイベントは、文化・祭事・スポーツ大会がそれぞれの団体が主催者となって今日まで歴史を刻んでいるのでありますが、今後も地域の振興策としてのイベントの果たす役割は非常に大きいものがありますことから、今後とも回を重ねていくことが必要であります。本市での開催状況を見ると、大会長を市長が務めている事業があるのに対し、朝日の従来からの大会等はそれぞれの組織の長が務めていることから、統一して市長がやるならそれによいし、従前どおりならば組織の長がやるのもいいのでありますが、実行委員会方式等で統一したらの意見も聞くのでありますがその考え方をお聞かせください。

次は、地域の経済界のまとめ役である商工会の支援策が大きく後退していることに対する質問であります。

合併後の商工会会員の減少は非常に危惧する状況にあります。地域の事業主にとってはなくてはならない会であり、その利用頻度からしての役割も相当に大なるものがあります。新年度からは事務局長の設置も認められず、これは予算措置をしてもらえないことからのやむを得ない措置であり、会員は一様に落胆もしておりますし、残りの職員3名で誰が局長の役割をしていくのかなどが、春からの商工会の運営に対して大きな不安を抱えている状況にあります。

商工会は合併協議会でも将来も設置することに決定しております。一市の中に商工会と商工

会議所の設置は法律上認められておりますし、商工会は受託事業、いわゆる、利益追求事業は、少し前までは禁じられていましたし、解除された今日でも活動状況からは局長設置等にかかわるほどの収益事業は望めない状況にあります。朝日町地域にはなくてはならない経済団体を総括する法人団体として、商工会は絶対に必要なのであります。その商工会の事務体制の強化には、地元自治体の強力な支援が不可欠なのであります。商工会議所との違いをしっかりと認識し、小規模事業者の多い地域の実情と組織を支援していくことが求められているのであります。新年度は非常勤の役職員で運営を余儀なくされている中でありますが、次年度以降の事務局長設置の復活と予算化に向けて考えてほしいのでありますがいかがでしょうか。

次の質問は、旧朝日町最終処分場内の焼却施設の解体がいまだに実施されてもいないですし、いつになったら解体撤去されるのかをお示してください。

年限が経過して、施設のコンクリートなどの劣化によって自然倒壊したら大変に危険な構造物でもあります。以前の質問に対しての答弁では、有利な補助ができたらのことでしたが、この機会に解体年次をはっきり聞かせていただきたいと思えます。

更に、広範囲の処分場跡地の整備についても緑化する方向の考え方であるのでありますが、工事等の残土運搬敷きならし用地としている今日の状況であります。いつの時点で緑化がされるのかは、全くもってその年限は不透明であります。今日まで一部の土地に植樹祭によって何度かはいろいろな樹種の植林をしてきてはおりますが、石れきが多く、植林の活着は相当に低い状況になっていると思えますが、この機会に、その植林の各年度ごとの内容と活着率もお知らせください。

後の質問において、林地の特徴ある植林のために、アオダモの植林によって個性のある森づくりを目指していくのも林業の町朝日町ではないでしょうか。処分場跡地の将来構想の1つとしてこのことを提案いたしてこの質問を終わります。

次に、朝日町地域の質問の最後は、やはりこれも何度も繰り返してまいりましたが、町内の公営施設の市営住宅の対策が一向に前向きになっていないことからの確認でございます。

補助事業だから一定の期限が経過しないと次なる対策は講じられないとのことであります。私からしたら、その施設の有効利用ができる施設なのに動かないことに情けない思いをしております。特に冬期間は雪に覆われ、建物の傷みも進行しており、このままならば解体する以外の方法はないのではないかと考えております。また、近くには三望台団地集会所や一二三団地集会所も、合併後は地域には利用されることなく、その構造物は風などの入れかえもされずに締め切ったままで、長年の間に予想できないほどの傷みがあるものだと思いますので、この機会に、公営住宅の次なる利用策とあわせて団地集会所の解体も含めての考え方を明確にお示してください。

以上でこの質問を終わります。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えいたします。

私から、朝日町地域の振興策にかかわって道道整備について、新市建設計画事業と新たな振興策について及び、人口減対策についてお答えし、農業後継者対策などについては朝日総合支所長からお答えいたします。

初めに、道道士別滝の上線朝日市街地の整備の地元要望がなぜ反映されないのかのお尋ねであります。

この朝日町市街地の道道につきましては、町内を縦貫する最も身近な生活道路でありますことから、朝日地区の課題を解決し、魅力ある住みよいまちづくりを目指す朝日まちづくり連絡会において、25の各関係団体の代表者と地元市議会議員4名を顧問として加わっていただき、行政施策の協議・検討に加え、この道道整備の方針決定を地域全体の重要な検討事項として位置づけし、本年度は3回の全体会議を開催しながら協議を重ねていただいているところであります。

この連絡会での協議の中では、今までの取り組みの経緯や提案されていた整備計画案、更には制度の変更点や整備すべき課題などそれぞれ御意見をいただいておりますが、議論が長年にわたっているため結論を早急に出すべきとの意見がある一方で、昨年5月には、地権者等による朝日町市街地道路整備を考える会が組織され、拡幅整備を目指すべきとの意見もありますことから、その考える会の方々との意見交換を行い議論を進めるべきとされております。

このため、連絡会では考える会に意見交換会の開催をお伝えし、年末には文書も添えて呼びかけをしているとのことであり、今後、地域での協議が進むことに期待をいたしているところであります。

そこで、なぜ、この連絡会に議論を委ねたのかのことであります。

菅原議員お話しのように、この道路整備の課題については、現在まで約20年間にも及ぶ論議がなされ、この間には2度の町長選挙でも争点となる中で、当時の朝日町として、現道の補修整備という方針のもと、合併後の新市においてもこれを引き継いだものであります。その後、道路沿線の地権者で組織する期成会での地元合意のもとに市に要望があり、このことを期成会とともに道に要請したものであります。

しかしながら、この要望に基づき道から示された整備計画において、一部の地権者から合意を得られていない状況となったところでありますことから、今後、地元意見をどう取りまとめしていくべきかが最も肝心なものとなっております。

そのために、現場協議をいただいている連絡会が、合併特例区の事業終了後に、朝日地区の代表者で構成する連絡会での協議が最もふさわしいものと考えているところでありますし、連絡会としては、必要とあれば関係する方々に加わっていただき、更に議論の輪を広げることとありますから、地域での統一した考え方を連絡会の中で作り上げていただきたいと考えております。

市といたしましては、ただいまも申し上げましたとおり、地域住民での議論のもとに申し出のあった意見・要望に基づき道に要請してきたものであり、今後においても、地域での十分な

議論のもとに決定された最終的な方針については尊重し道に要請する考えであります。

現在、旭川建設管理部士別出張所では、朝日地域の交通事情や公共施設、通学への動線など現状把握のもとに、道路整備における制度上の規制を踏まえ、整備手法としてどういったものがあるのか検討しているところであります。今後開催予定の意見交換会においては、それらの具体的事項を提示いただきながら、現状を踏まえ、どのような道路であるべきかを十分御議論いただくこととしておりますので、今後は地域住民が一体となって整備方針を定め、そのことを強く道に要請いたしたく、私の第2期目のマニフェストに掲げた道への提案活動にあります長年の地域課題の解決を目指し、道道士別滝の上線朝日市街地の早期改修に向け、誠心誠意努力してまいります。

次に、新市建設計画に基づく事業の実施状況と新たな振興策についてであります。

平成17年の合併時に策定した新市建設計画における朝日地域の主なハード事業の実施状況としては、25年度までに糸魚小学校の改築を初め、特別養護老人ホーム美土里ハイツの増床、朝日地域交流施設和が舎の建設、朝日スキー場や三望台シャンツェの整備、サンライズホールの改修などの事業を完了しているところであります。

その一方、この新市建設計画を補強し、更に総合的・体系的な計画として、29年度を目標年次とする総合計画を策定し、毎年、ローリング方式により見直しを行いながら、各種施策事業の推進に努めています。

そうした中で、総合計画においては、新市建設計画に盛り込まれていないハード事業として、朝日歯科診療施設の整備や朝日農村公園の環境整備なども実施してきたところであり、26年度においても、三望台シャンツェの整備や農業者トレーニングセンターの改修などを実施します。このほか、上下水道施設の整備なども順次進めていく予定であります。

更に、ハード・ソフト両面での新たな振興策として、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトのもとに、本市の地域資源である天塩岳や天塩川などの豊かな自然環境を生かしその魅力を高めるとともに、積極的な情報発信に努め、地域ブランド化の推進と交流人口の拡大を図る取り組みを進めます。

また、北海道の事業にはなりますが、豊富な水資源をクリーンエネルギーとして活用する朝日水力発電所の建設促進など、地域の財産ともいべき資源を生かしながら、次世代にも誇ることのできるまちづくりを進め、地域の振興につないでまいりたいと考えています。

現総合では29年度を最終年度としているところであり、30年度からの新たな総合計画の策定をしていかなければなりません。次期計画の策定に当たっても、市民参画のもとに計画づくりを進める考えであり、御提言のありました教育・文化などの新たな振興策を含めた中長期的な施策について多くの意見交換を重ねながら、魅力ある地域づくりに努めてまいります。

次に、大幅な人口減少対策のための方策についてであります。

我が国全体が出生率の低下と老年人口の増加によって、少子・高齢化社会へと急速に変化するとともに人口減少社会へと転じている中で、本市のみならず、ほとんどの地方都市において

人口減少は極めて大きな課題となっています。本地域における人口は、旧士別市では昭和30年の3万9,191人、旧朝日町では昭和35年の6,754人をピークに年々減少に転じ現在に至っていません。特にこの間、農業者の高齢化や後継者不足による離農、商工業の不振による廃業、若者の都市部への流出などが大きな社会的要因であり、加えて、朝日町においては林産業の情勢悪化や営林署、北海道企業局の統合などが主な要因となっています。

こうした中で、快適な生活環境づくりや社会資本の整備を進めることはもとより、基幹産業である農業を機軸に産業・経済の振興に努めるほか、子育て・子育て支援施策の推進や、健康長寿の取り組みを進める中で、まずは、全ての市民が生き生きと安全・安心に住み続けていくことのできるまちづくりを進めているところです。

本市の基幹作業の農業においては、高齢化等により農家戸数が減少する中で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保に向けて、士別市農業・農村活性化計画のもとに、農地の有効活用、担い手の育成、経営基盤の強化のための各種施策の展開に努めているところであります。

更に、経済や地域の振興に結びつき、人口減少の歯どめにも寄与し得る交流人口の拡大も重要な取り組みであることから、観光や合宿、試験研究、体験移住など来訪者の増加を図る施策にも力を入れているところであります。

特に朝日地域においては、三望台シャンツェやサンライズホール、地域交流施設を拠点に、スキージャンプやクロスカントリー、文化・芸術活動などの合宿の拡大に加え、天塩岳や岩尾内湖などの観光資源を生かした観光入り込みの増加に向けた取り組みや、短期移住体験住宅を活用した取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 佐々木朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（佐々木 勲君）（登壇） 私から、朝日町地域の振興策について、農業後継者問題などの御質問についてお答えいたします。

初めに、農家戸数の減少と後継者対策についてであります。

菅原議員のお話にもありましたように、平成24年度の農業委員会調査結果では、後継者が確保されている農家が、全市では16.6%に対し、朝日地区ではその半数の8.3%と、農業を基幹産業とする本市にとって大変憂慮される結果であり、新規就農を初めとする担い手の確保・育成対策は、本市の人口減対策の上からも重要な課題と認識しているところであります。

このため、上士別地区では、高齢化や後継者不足に対応し、将来の農業のあり方を見据えて、地域全体の総意のもとに、現在、国営農地再編整備事業に取り組み、農地が分散し、小面積で非効率な圃場を、機械効率や用排水機能の高い大区画圃場の整備を進めているところであります。このことは、単に水田を拡大するというだけでなく、担い手を中心とした4つの組織形態への農地集積を目指し、そこに新たな担い手も参入・継承して営農ができる体制整備を目指すものであり、新年度は、この地域の若手農業者で組織する上士別IT農業研究会が行う低コスト農業に向けた先端農業技術GPS機器の導入計画に対し支援策を講じることとしてお

り、これらのことは、まさに農業者の担い手確保対策に加え、地域コミュニティの再編への取り組みと考えております。

また、農業後継者の確保・育成を図るため、市では農業関係団体と連携して、新規就農希望者、農業後継者や受け入れ農家への支援策等を講じているところであり、農業・農村担い手支援事業に基づく助成策として、農地の賃借、購入などに対する新規就農者等経営規模拡大支援助成や、研修者に対する研修期間助成、研修受け入れ農家に対する指導助成などを行っているところであります。特に朝日地区においては、中山間地域直接交付金事業を活用し、朝日集落として、23年度より新規就農対策事業に取り組み、町外から就農希望者を受け入れ、地域農業者や関係機関・団体等が一丸となって、営農、技術指導などを継続的に実施しており、これまで、経営継承して自立した畑作経営体が1戸、法人の構成員となった方が1名、現在、1戸は就農研修中と、地域農業の維持・発展のための取り組みを積極的に行っているところでありますし、このほかにも、近年はUターンして農業後継者あるいは農業経営者となっている方も数件あり、各種助成策を講ずるなど地域一体となった担い手づくりに努めているところであります。

26年度からは、農地中間管理機構や日本型直接支払制度など大幅な見直しにより農政の転換期を迎えます。本市農業の持続的な発展と農村生活の安定向上のためには、高性能な機械・施設の導入や土地基盤の整備はもとより、法人化の推進や、既に朝日地区で組織されている農事組合法人あさひが行っているコントラクター活動に倣い、昨年、新たに多寄地区においても効果的に取り組む労働力を補完する組織が立ち上げられ、これらの活動の推進や新規就農者等を円滑に受け入れることができる研修農場についての検討・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

また、各種日本一への取り組みについてもお話がありましたが、農家の方々が小さな子供を抱えながらも安心して営農ができ、農村で高齢者がいつまでも健康で長生きできる環境づくりが大切でありますので、今後とも元気なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、岩尾内湖と天塩岳の観光振興のための整備についてであります。

初めに、天塩川の源流場所を特定し石標などで表示してはどうかとのことであります。

源流場所につきましては、平成15年7月に朝日町で開催された国土交通省による、森と湖に親しむ集いに合わせ、北海道開発局が環境への意識を高めるため、天塩川源流場所の探索を天塩川流域市町村に呼びかけ、当時の朝日町、士別市の職員も含め8市町村と、関係者総勢50名の参加により、天塩岳頂上から約300メートル手前に源流場所を確認し特定もされているところであります。その際、開発局が源流場所への石碑の設置について道と協議したところ、天塩岳道立自然公園であるため、直ちに工作物の設置は認められないとのことから見合わせたものとお聞きしているところであります。

そこで、今回、道に確認したところ、源流場所が登山道にあり、既存の登山道に石碑を設置する場合、高さや形状、周辺との調和などの基準を満たすものについては、知事の許可を得る

ことにより設置が可能であると回答をいただいておりますが、この手続のためには、国有林であるため上川北部森林管理署との協議を初め、設置する場所の状況確認や設置後の適切な維持管理の方法などの調整に期間を要しますことから、当面は既存の登山道に源流場所を示す簡易な標識の設置や、天塩岳ガイドマップやホームページなどに位置を示すなどPRに努めながら、石碑の設置について、今後、調査・検討をしてみたいと考えております。

また、岩尾内湖の神社山周辺の整備などについてであります。神社山周辺は天然林が大部分を占め、キャンプ客などに雄大な自然環境を提供し、多くの方々に訪れていただいております。そこで、これらの樹種の名板については、以前、森林ウォッチングを開催した際、参加者により木製のものを一部取りつけたことがありますが、現在はそのうちの一部しか残っていない状況にあります。今後は樹種の名板を明示して森林に愛着を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、遊歩道につきましては、管理棟からテニスコートや神社山までは年2回草刈りを行い散策が可能となっておりますが、草刈りの時期やコースの見直しなど現地確認の上検討してみたいと考えております。

また、岩尾内湖と上流の一部を禁漁区域とし、保護と観光資源のためヤマベの稚魚を毎年放流することにより、岩尾内湖では釣り客が成長したサクラマスなどの釣りを楽しんでいただいています。放流により生息数がどのように変化しているかの調査が旭川開発建設部により5年ごとに実施され、次の調査は28年となっておりますので、その調査結果を検証しながら今後の対応策を検討してみたいと考えています。

名峰天塩岳を有し、道内第2の長流天塩川の源流に位置する本市として、議員お話しのように、天塩川の源流、天塩岳から湧き出す水が、やがては岩尾内湖に注ぎ、農業や生活用水、そして電力へと活用されており、自然あふれる水とみどりの里として個性を生かす取り組みとして、これらの観光資源を幅広く活用し、文化や産業に結びつける必要があります。

このため、新年度からは、市民参加型の天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトを設置することとしたところであります。26年度の具体的な事業計画といたしましては、天塩岳では、新たに西天塩登山道を整備するとともに、登山道に河川渡河用のふとんかごの補修、更には、25年度に国の緊急雇用創出推進事業としてNPO法人ふるさと「あさひ」まちおこし協会が実施した着地型観光メニューの開発事業により、観光施設の整備計画書や体験型観光メニューの企画提案が委託成果として報告があることから、これらを岩尾内・天塩岳の観光振興に図るために活用していきたいと考えております。

また、天塩川の源流域にある町として、天塩川から生まれる水道水をボトリング化し、来訪者の集う場所などに置いて提供する取り組みを進めることとしており、士別市のPRに活用してみたいと考えています。

このほかにも岩尾内湖周辺では、岩尾内ダム管理事務所のトイレ利用案内看板の設置、プレジャーボートの注意看板と受付箱の設置、岩尾内展望台の安全柵の補修などを予定していると

ころであります。

市民の生き方やまちづくりについての共通の行動目標として制定した市民憲章においては、天塩川の源流に育む市民が自然を愛し美しいまちをつくることを目指しており、まさに、天塩岳・天塩川の自然を生かしたまちづくりは本市理念の根幹になりますので、今後とも、これらの観光資源の活用整備に向けて、さまざまな角度から協議検討の上、長期的な観点に立ちながら振興策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、朝日の文化・祭事・スポーツ大会などの各種イベントの開催方式についてであります。

本市では、士別地区で実施されている産業フェアや天塩川まつりなどのイベントや、ハーフマラソンなどのスポーツ大会に加え、朝日地区においてはサンライズホールでの自主企画事業、岩尾内湖水まつり、じゃんじゃんジュビリーなどが実行委員会方式で実施されています。この実行委員会のメリットとしては、企画段階から各団体の情報や人的パワーを活用し、意見を出し合いながら、適切な協働関係のもとに実施することが可能となり、規模の大きなイベントの実施と幅広い参加を促すことができるとされています。

そこで、現在、朝日で開催されているスポーツ大会の全日本サマージャンプ大会、全日本サマーコンバインド大会、全日本ジュニア&レディースサマージャンプ大会及び、朝日ノルディックスキー大会の4大会については、今日までの長い歴史のもとに、北海道スキー連盟と地元ノルディックスキー連盟の主催とし、朝日スキー連盟が事務局となり実施されております。現在は、この朝日スキー連盟に加え、行政、朝日町体育協会や商工会、建設協会、学校教職員などの協力により、地元を挙げての開催となっておりますが、今まで以上に多くの団体や市民がこのイベントにかかわりを持ち、市民挙げての開催に向け、26年度からはこれらのノルディック4大会について、実行委員会方式での開催を主催者側にも協議をいただき、選手はもとより大勢の観客にもお越しいただき、合宿の里士別を道内外により一層アピールする大会となるよう検討してまいります。

次に、朝日商工会への支援策についてであります。

朝日商工会の支援経過については、平成22年度から事務局長の人件費において、会員数と事務局長年齢の要件により道の補助対象外となったため、22年度から24年度まで、局長人件費の8割、144万円を助成していたところではありますが、25年度からは商工会の自助努力により、経営指導員が事務局長の業務を兼任し、事務局体制を現行の4名から3名とし、事務局長を配置せずに業務を遂行するとの事業計画の申し出があり、市では、この助成額を予算計上しなかったところでもあります。

しかしながら、その後、商工会から業務内容を再度検討・精査した結果、商工会の業務に支障を来すとのことから支援要請があり、次年度に向けた体制整備を行うため、支援期間を1年延ばし25年度限りの措置として人件費に対する助成額を急遽3月に補正計上したものであります。

こうしたことから、26年度は事務局長人件費の助成額を除き、活動運営費として前年と同額

の820万円を助成することとしているところであり、今後においても同様の活動運営費への支援を継続する考えであります。

次に、旧朝日町最終処分場内の焼却施設の解体と跡地の整備についてであります。

旧朝日町最終処分場には一般廃棄物焼却施設と廃プラスチックを焼却する農業廃棄物処理施設があり、一般廃棄物焼却施設は既に廃止の手續済みであり、農業廃棄物処理施設については、休止手續を終え現在に至っているところであります。

そこで、これらの焼却施設の解体予定時期につきましては、農業廃棄物処理施設が国の補助を受けており、この処分制限期間が平成28年度までとなっていることから、29年度において一体的な解体処理を士別市総合計画において計画しているところではありますが、今後、策定を予定している公共施設マネジメント計画において、市全体の公共施設の解体や更新、長寿命化等の対策を総合的に調整・検討するとともに、本市財政状況も十分勘案の上、解体時期を決定してまいりたいと存じます。

なお、24年第4回定例会において菅原議員の御質問を受け、昨年10月に旧朝日町最終処分場の地下水の水質検査を行った結果、数値は全て安全を示す基準値以内であり、市ホームページ等で市民に周知したところであり、今後とも適正な維持管理に努めてまいります。

また、旧最終処分場の跡地利用についてであります。環境保全のため植樹による緑化を進めることとし、平成19年度から23年度まで、市民や各関係機関の方々の協力を得て、総計で23種類730本の植樹を行い、敷地面積7万3,000平方メートルのうち9,000平方メートルの植樹が完了しております。植樹を終えた箇所以外の跡地については、土地の起伏が著しく植樹も困難なため、工事現場から発生する残土を活用し面整備を行っているところであり、この整備が完了した後に植樹を再開する考えであります。

そこで、年度ごとの植樹内容であります。19年度は敷地の外周であるため風や寒さに強いアカエゾマツなどと、今後の樹種選定の参考とするため、20種で184本を植樹し、翌20年度では、この中から比較的成育が良好だったアオダモなどの14種で140本植樹し、翌21年度には、更にこの中でも成育調査の結果で活着率が9割以上と高かったヤチダモ、アオダモ、ミズナラの3種とし、各40本程度で128本植樹し、その後は、この3種で、22年度128本、23年度150本となっております。その後の成育状況につきましては、毎年下刈り作業を委託し手入れを行っているものの、玉石が多いことや鹿などによる食害などから、全体の活着率の詳細な調査を実施しておりませんが8割程度と見込んでおり、今後、更に調査を行いながら、必要に応じ補植を実施したいと考えております。

また、特徴ある植林としてアオダモを植樹してはとのことではありますが、この処分場跡地には平成19年度から23年度まで、全体で約2割142本植樹し、25年度には岩尾内神社山に日本ハムファイターズ来市記念として、野球バットの原料となるアオダモ120本、記念植樹をしております。このアオダモについては、造林の補助事業である森林環境保全整備事業の対象樹種となっていないことや、残土による整地も数年を要することから、整地を終えた段階で、植樹祭

による事業により、現在実施しているヤチダモなどの3種を継続して植樹するか、あるいはアオダモのみにするのか、今後の成育状況などを踏まえながら検討し、計画的に緑化に努める考えであります。

次に、市営住宅の空き家対策と集会所の利用についてであります。

現在、朝日地区では市営住宅216戸と特定公共賃貸住宅32戸を管理しており、このうち空き家戸数が、2月末現在、市営住宅では38戸、特定公共賃貸住宅では3戸となっています。この市営住宅の空き家38戸のうち25戸は三望台団地となっており、三望台団地全体60戸のうちの4割が空き家となっている状況にあります。この団地につきましては、昭和52年から56年にかけて建設いたしました。老朽化とともに、暖房や給湯、浴槽が設備されていないこともあり、空き家住宅が多く、16年度に国の補助事業により水洗化工事を実施したため用途廃止は困難な状況にあります。

そこで、士別市公営住宅等長寿命化計画においては、昭和59年から平成元年にかけて設置した朝日西団地2戸、南団地4戸、北団地6戸、つつじ団地10戸を含めた総戸数82戸を、平成30年から34年にかけて移転集約して新たに50戸とし、現地建てかえまたは移転建てかえの計画としているところであります。この計画は、23年度から10年を計画期間とし、おおむね5年ごとに見直しすることとしており、27年度見直しに向けて、26年度には現況やアンケート調査を開始し、建てかえや用途廃止、あるいは維持管理・改善に向けての今後の展開を定めることとしておりますので、この中で、公営住宅全体の見直しを踏まえ、三望台団地の整備方針を再度検討しながら公営住宅施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、集会所につきましては、昭和56年に三望台団地集会所、昭和59年に一二三団地集会所をそれぞれ市営住宅の集会施設として当時の朝日町が設置し、地域住民の方々に活用いただいていたところでありますが、平成6年に設置されたサンライズホール等の活用も可能となり、19年度から自治会再編への移行に伴い、利用していた自治会では電気代等の維持管理費を負担することが困難となったため使用中止の申し出があり、現在も未利用となっているところであります。

三望台団地集会所は補助制度の年限経過により用途廃止し、23年度に公売したものの申し出者がなく、一方、一二三団地集会所は補助制度の年限が経過していない状況であり、いずれも風呂を備えておらずトイレも水洗化されていないため、宿泊施設としての利用も困難な施設となっております。

今後、自治会や関係団体と地域での利活用策について協議・検討し、もし利活用が困難となった場合には、先ほども焼却施設の対応策で申し上げましたが、今後、策定を予定している公共施設マネジメント計画において解体と位置づけることも視野に入れて対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。 (降壇)

○議長(神田壽昭君) 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） ただいまの朝日町地域の振興策については、自分の今日まで取り上げてきた問題が何度も何度も繰り返してやってきたわけですが、どれもこれもほとんど動かないとか、我々の声が反映されない問題を一応提起したわけでございます。

平成17年の合併は対等合併であり、両市町の均衡ある発展が最大限その合併の理由でありましたし、今後も種々な事業において地域の振興をやっていくのだというお答えでございました。ぜひとも住民の声が行政に反映されるようにしていただかなければいけないですし、そのためには、総合支所の役割も相当に責任あるものだと私は感じております。どの問題がどうだというふうな答えは求めませんが、改めて、この地域の振興のために今後も絶大なる、市長を初め行政側の配慮をお願いしてこの問題を終わります。

（登壇） 次の通告してございました健康長寿・子育て日本一のまちづくりの今後についての具体策についてという質問は取り下げます。

続きましての質問は、森林整備事業の今後についてであります。

本市の山づくりへの理念がないというふうに思っております。もしあればこの機会にお聞かせいただきたいと思っております。

森林の整備に対する予算措置が少ない状況にあることに対して、森林の施業計画に基づいた整備がされていないように感じるのであります。本市独自の森林整備計画が具体的になく、職員の配置も1人で担当している状況でもあり、将来の山づくりの施策が非常に弱い本市の今日的な課題であると思われませんが、森林整備計画についての将来構想をお聞かせください。

旧両市町の市・町木の名を士別市民はどの程度周知されているのでありましょうか。

旧士別市はナナカマド、旧朝日町はアカエゾマツでありました。この樹種の植樹が計画的にされておらず、近年はカラマツの植栽が森林組合への発注で施行されているようでありますが、どんな理由で市木の植林がされていないのかをこの機会にお聞かせください。

本市の森林面積で士別地域では人工林、天然林での面積は約1万3,398ヘクタールで、朝日地域では1,606ヘクタール、合計で1万5,004ヘクタールあります。この中での市有林での面積は、士別地区においては1,840ヘクタール、朝日地区では770ヘクタールとなっております、市有林における事業は、事業費での推移が17年度の各種事業が218ヘクタールを約1,560万円でありました。平成20年度から事業費で5,020万円と大幅に伸びて実施され、更に今年度は7,390万円と事業費が伸びているのは、植栽や下刈り、間伐作業の比率が大きく伸びているのではなく、主なる事業費の増加は作業道路の工事代金が原因であり、本来の山づくりである地ごしらえ、植林、下刈り、間伐などの事業費の割合を計画的に増加して、将来の財産形成のためと環境対策上からも、長い目での山づくり施策を策定しての森林整備を目指すべきだと思うのでありますが、その考え方をお聞かせください。

更には、民有林への支援も積極的にしていくことも大切であります。森林整備には世代を超えた長期間の年限が必要であると同時に、どうしても財政的に費用対効果を追求する余り、なかなか民間所有者の整備にはおくれをとっていることから、何らかの支援策を講じてほしい

のでありますが、現行のとられている支援策と今後の予想される政策についてお知らせください。

最後には、近年、林業従事者の不足が事業者の大きな問題となっていることから、専門事業技術者の育成に対する支援策も、この地域の自治体のやらなければいけない問題点であります。林業の町士別市の更なる発展のためにも、もっともっと積極的な林業施策の計画とあわせて、林業従事者等の各種支援策についての質問をいたしまして私の質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

本市の森林面積は8万3,207ヘクタールで総面積の約74%を占めており、このうち国有林は6万3,066ヘクタール、民有林は2万141ヘクタールで、その内訳は、私有林が1万2,396ヘクタール、道有林が5,137ヘクタール、市有林が2,608ヘクタールであります。

昨今、地球温暖化に伴う環境の悪化が叫ばれる中、洪水対策のための植林や豊かな海を取り戻すための森林育成など、森林が有する多面的な機能の重要性が再認識されてきております。まず、本市の山づくりの理念についてであります。

士別市総合計画における林業の基本方針としては、森林の多面的機能の維持増進を図るため計画的な森林施業を推進し、環境にも配慮した生産性の高い森林づくりに努めることを定め、士別市森林整備計画においては、木材等生産機能の維持増進を図る木材等生産林、水源涵養機能の維持増進を図る水源涵養林、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る山地災害防止林、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る保健・文化機能等維持林などに区分し、その機能に応じた適切な森林整備を山づくりの理念としているところであります。

次に、森林整備の将来構想についてであります。

森林整備計画においては、森林区分に応じた望ましい森林へ誘導するため、人工林における的確な更新や間伐などの保育の推進、人工林と天然林を適切に組み合わせた多様性に富む針葉樹と広葉樹が入りまじった針広混合林の計画的な整備、天然林の的確な保全及び管理、保安林制度の適切な運用、更には、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進などの5項目により、森林の機能に応じた多様な整備と保全を図る考えであります。

次に、市の木についてであります。

旧士別市では、昭和42年に、道北の気象条件に合い、市民の親しまれ、冬の酷寒に小さな赤い実をつけ力強く生きる印象は士別の町の木としてふさわしいことからナナカマドが選定されました。

一方、旧朝日町では、昭和54年に、北海道を代表する樹木の1つで、町内の山林にも多く自生し、かつては航空機の材料にも用いられ、未来に向かって緑を保ち、産業を振興し、より高く、より大きく、そしてよりたくましく成長しようとする町民の願いを象徴するにふさわしいとのことからアカエゾマツを町の木に指定し、平成17年の両市町の合併に伴い、それぞれを新市の木としたところであります。

ナナカマドは木材としての利用価値が他の樹種と比べ低いことから、造林用としては植林していませんが、アカエゾマツは、霜が早くおきるなど気象や立地が厳しい条件でも育成することができ、その材質もすぐれておりますので、これまで岩尾内地区を中心に158ヘクタールで植林をしております。

平成23年度まではアカエゾマツを植林しておりましたが、24年度と25年度の対象林地が比較的条件に恵まれていることから、アカエゾマツより成長が早いカラマツやトドマツを植林したところであります。伐採までおおむね70年と成長が遅く、他の樹種に比べ保育費用を要するといった課題もありますが、アカエゾマツを決して絶やすことがないよう、適地適木を基本に計画的な植林に努めます。

次に、将来の財産形成や環境対策上からも長い目での山づくり政策を策定し、森林整備を目指すべきとの御提言についてであります。

市有林については、平成24年度までは森林施業計画、25年からは森林経営計画に基づき、造林や下刈り、間伐などの保育事業を実施しており、菅原議員お話しのように事業費は年々伸びております。20年度から25年度までの作業道を除く事業量としては、その年々により増減しておりますが、造林、保育、木材の搬出を効果的に行うためにも作業道の計画的な整備は不可欠であります。今後、伐採時期が近づいた人工林が多くなりますので、大径材の生産を目指すための伐採時期の延長や急激な環境変化を低減させながら、後継樹を育成する複層林施業などを実施するとともに、景観や林地保全などの環境への配慮など、森林経営計画に基づき、市民の貴重な財産であります市有林の整備に努めてまいる考えであります。

次に、私有林への支援策についてであります。

現行の補助制度としては、造林事業や下刈り、間伐などの保育事業が対象となる国の森林環境保全整備事業では、国が50%、道が18%で、合計68%の助成があり、25年度は造林・保育を合わせ442ヘクタールの事業量に対し5,052万円が交付されております。更に、造林事業といたしまして、未来につなぐ森づくり推進事業で、道が16%、市で10%で、合計26%の上乗せ助成もありますので、先ほどの国の事業と合わせますと事業費の94%が助成される有利な制度であり、25年度は29ヘクタールの事業に対し488万4,000円が交付されており、今後も、道と市による上乗せ助成の未来につなぐ森づくり推進事業を継続していく考えであります。

次に、林業従事者の確保についてであります。

長引く景気の低迷による事業量の縮減や高齢化の進行などにより、林業全体で従事者が不足している状況にあり、このため、道、市、事業体、従事者が、一定の雇用日数に応じてそれぞれが掛け金を負担し、年末に奨励金として支給される森林整備担い手対策事業により、森林作業員の育成及び森林労働力の確保に努めており、昨年の年末には、市内在住23名の方に235万6,000円が支給されたところでございます。

また、士別地域通年雇用促進協議会では、季節労働者の通年雇用化を促進するため、小型移動式クレーンや玉掛けなどの資格取得、更には、大型特殊などの免許取得や、森林作業に必要な

なチェーンソー、あるいは刈払機などの講習に対する助成も行っておりますので、今後、季節労働者の方々にもこうした制度を周知するなど、林業・林産業への誘導に努めてまいります。

一方、専門技術者としては、森林・林業に関する総合的な知識と技術を持つ基幹林業労働者であるグリーンマイスター、小規模森林を取りまとめ、森林整備方法や事業収支などを提案できる森林施業プランナー、更には、森林・林業の再生に向け施業の集約化や整備を提案できる森林総合監理士、いわゆるフォレスターなどの資格制度があり、将来の森林作業や森林経営には欠かせないものと考えております。

森林は、木材の安定的な供給源はもとより、豊かな水を育み蓄える機能や、山崩れ等の災害を防止する機能、温室効果ガス削減に寄与する森林吸収の機能、多様な生物や生態系が存立する機能など、公益的、経済的な機能を有しておりますので、森林の持つ多面的な機能の維持向上と、豊富な森林資源を生かした地域活性化を目指し、今後とも長期的な視点で山づくりを進めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 今、答弁をいただきました。

私はちょっと危惧をしているのは、この問題をなぜ今回質問したかと申しますと、この問題も合併協議のときに大変大きく論議された問題でありました。皆さんも今答弁でおわかりだったかと思うのですけれども、平成17年の合併時は、本市の、この山に関する森林整備にかかわる予算が1,500万円程度だったものが、今日的にはその5倍というか、何倍になるんですかね、約7,400万円近くまで、今日的に事業費が膨らんできて山づくりがされてきているわけであります。

しかしながら、その中で山づくりの理念はなんぞやと私が問いただしたのですが、そのことに対してすぐ答えがなかったものですから、せっかく事業費が拡大して本格的に、当時の朝日町は林業の町でありましたから、その合併した効果がこういうところに私は出てきているのだなというふうに認識はしておったのですけれども、その担当者と申しますか行政側が、やはり山づくりの理念はどういうふうになっていますかと言ったら、すぐぱっと返ってこなかったと。

今、経済部長からあるありましたけれども、そこにその理念がやはりあって初めてこういう事業が、将来に向かって事業がされていくわけでありますので、ぜひとも、担当者のみならず市の皆さんが、この山づくりに対する理念をしっかりと持ちになっていた中でこういう事業が進められるように望んでこの問題を終わりたいと思います。ありがとうございました。

終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番 粥川 章議員。

○6番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、平成26年第1回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問を行います。

最初に、おもてなし教育についてお尋ねをいたします。

北海道教育委員会では2014年度から、公立小・中学校を対象に、東京オリンピック・パラリンピックの誘致活動で話題を集めたおもてなしの教育を始めるようであります。このねらいは、地域学習や観光案内の実践を通じて学び、思いやりのある心や郷土愛を育むとされ、その教育内容は、地域の文化や自然、歴史の学習、挨拶やマナー、情報発信スキルの習得、特産品販売で実践などを想定し、新年度から希望する小・中学校において実施するとされています。

士別市はハーフマラソンなどの大会を実施しているとともに、東京オリンピックの陸上、中長距離人の合宿候補地として受け入れ態勢の充実に向けての検討、また、観光ツアーについても力を入れておりますが、市としておもてなし教育についてどのように受けとめておられるのでしょうか。

また、北海道教育委員会が新年度から予定しているおもてなし教育の実施について、市の御見解をお伺いいたします。

次に、規制改革会議について質問させていただきます。

T P P交渉における閣僚会議が決着を先送りし閉幕して混迷を深めています。例外なき関税撤廃や極端な規制緩和で、自由競争の勝者だけが利益を得ればよいというT P Pは、格差の拡大をもたらすことは論を待ちませんが、今、T P P推進に向けて日本を牽引するはずの企業のトップ等が、農業の規制改革に向けて動き出そうとしています。特に農業分野において、農協、農業委員会、農業生産法人のあり方などを検討課題とする規制改革会議は、6月にも具体的な農業改革の推進について答申するとされ、この会議の議長である住友商事相談役の岡素之氏は、農業の競争力を高めるための規制改革と強調し、あたかも農業委員会が農地の流動化を阻害しているかのような議論がなされており、農業委員会の役割を見直して、委員会の許可がなくても農地を取り引きできるようにすることを促しています。

加えて、同会議の岡議長は、現制度において農地の売買、賃貸借をするときには、農業委員会の許可とするが、地域外の農家や企業などが参入することに反対が多く、耕作放棄地の解消や農業の規模拡大の阻害となることから、農業委員会のチェック機能を高めるために農家以外のメンバーを増やすべきとの改革を求めています。

また、衆議院予算委員会が2月25日に開いた2014年度予算案に関する公聴会で、農水省出身で、キャノングローバル戦略研究所の山下一仁氏は、J Aについて、組合員に高い資材を押しつけたり、言うことを聞かないと融資をしないと、利用者を阻害するようなことをやっていると決めつけ、J Aの独禁法適用除外を定めた農協法9条の廃止を主張。農地法については、

後継者がいないと言いながら参入を認めないのは、ほかならぬ農地法と述べ、企業の農地取得を認めるべき。また、農政改革についても言及。農家は簡単にこれまでと遜色ない補助金ももらえ、主食用米の価格上昇にもつながる、消費者にとって害のある見直しと批判。米政策は、規制改革が必要な岩盤中の岩盤と述べるなど、まさに、JAが果たす役割や企業の農地所有に伴う懸念などを無視した一方的な論議が国会の場において展開されたのであります。

私は農業者の1人として、今日まで地域の農業振興のために農業委員会が果たしてきた役割は極めて大きいものと考えており、こうした地域の実態を無視した農業委員会の見直しなど、急進的な農業改革論が農業現場に不安を与えていると考えますが、本市農業委員会として、これらについてどう受けとめておられるのか。また、今後の対応について松川会長の御所見を伺い、私の一般質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 弼川議員の御質問にお答えいたします。

おもてなし教育についてのお尋ねでございます。

おもてなしという言葉は、議員のお話のとおり、東京オリンピック・パラリンピックの誘致活動の際にIOCの総会において効果的に使用され、その言葉の持つ温かさややわらかさについて改めて注目が集まったところでございます。

また、おもてなしには他人を思いやる心が必要不可欠であり、先日、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食にも通じる、私たち日本人がなくしてはならないすばらしい文化であります。他人をもてなす際には決して大げさにする必要はなく、ちょっとしたことを他人に求められる前に気がつき、相手をおもんばかってさりげなく配慮をするべきと考えますが、そのためには、自分自身の心に余裕を持たなければ他人のことまで気が回らず、おもてなしの気持ちを伝えることは難しくなってしまいます。

そのため、教育委員会としましては、市内小・中学校の児童・生徒に対し、折に触れおもてなしの考え方を指導し、他人との関わりの中で、お互いがあえて言葉にしなくても気持ちが伝わる関係性を育ててまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、これまでも友好都市であるみよし市の児童との相互交流や、士別にコラッセ夏学校を開催し川内村の児童との交流を行っており、これらの交流を通じて、士別を訪れた人への歓迎の気持ちや士別との違いを発見することによって改めて地域を見つめ直し、ふるさとを愛する気持ちを養う機会を提供しております。

しかしながら、おもてなしの精神を養うことは、児童・生徒のマナーやしつけにも密接にかかわる部分でありますことから、学校での指導だけではなく各家庭と連携し、児童・生徒がさまざまな場面でおもてなしの気持ちをあらわすことができるような家庭教育についても推進してまいりたいと考えております。

また、現在、小学4年生を対象に実施しておりますチャレンジスクールでは、集団生活において規則正しい生活習慣の確立を目指しておりますが、平成26年度からは、新たに土曜子ども

文化村を開催し、ふだん体験することの少ない茶道などを学ぶ機会を提供してまいりますので、これら社会教育の活動を通じて、子供たちにおもてなしの心を伝えてまいりたいと考えております。

次に、北海道教育委員会が計画しているおもてなし教育の実施についてですが、現在のところ、どのように児童・生徒に対し指導を行うかは明らかになっておりません。今後、具体的な指導案が示された場合には、指導内容を確認の上で、授業へ導入するかを検討してまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 松川農業委員会会長。

○農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 私から、農業分野における国の規制改革会議にかかわって、農業委員会の考え方と今後の対応についてお答えをいたします。

本市の基幹産業である農業は、先人たちの長年にわたるたゆみない努力と英知の結集により、過酷な気象条件や地理的条件など幾多の悪条件を屈伏し、更には、時々々の社会情勢に順応しながら営々と引き継がれてまいりました。

私ども農業委員会といたしましても、今日まで農業の経営基盤である優良農地を保全していくために、地域の担い手を育てながら農地の利用調整を行ってきており、加えて、農地パトロール等により耕作放棄地の発生防止や農地の適正管理に向けた取り組みを行ってきたところがあります。

そこで、粥川議員のお話にもございましたように、今、国の規制改革会議では、農協、農業委員会等のあり方について検討されており、特に農業委員会につきましては、農地の流動化が進まない理由として、企業などが農地を借りようとしても農業委員会が認めず農地の規模拡大が進まない。農業委員は地元の農業関係者のため、農地のあっせんは地元の担い手農家にしか行わない等々の意見が出され、先般開催された会議の中でも、農業委員会系統組織のあり方、市民の代表など農業者以外を農業委員に登用する必要性、更には、農業委員の選挙制度のあり方などの議論がなされたところでもあります。

私は、こういった農業委員会に対する批判には、歴史観もなく、制度を精査せず、現場の実態も検証していない事実誤認のものも少なくないと考えており、特に規制改革の議論は、この北海道のように、担い手に対する農地の流動化が進んでいる地域にはそぐわないと考えているところでございます。

ただ、一方では、規制改革会議の専門委員から、今後、新しい人たちが新規参入者として、参画する度合いが増えれば増えるほど農業委員会の役割は増えるべきであるといった議論もあることから、必ずしも農業委員会のあり方をめぐる議論が一枚岩になっていない現状があるのも事実であります。

私は、今年度成立いたしました農地中間管理機構の導入の際にも、法案の検討段階において規制改革会議等から農業委員会の法的関与は一切認めないといった農業委員会の位置づけが軽

視される状況もございましたが、こうした現場の実態を無視したことに対し与野党の議員が反発をし、国会審議でも、この法律における農業委員会の役割が明確に位置づけされたという経過もあることから、全てが規制改革会議の意見とはならないと考えているところでございます。

しかしながら、粥川議員が危惧されておりますように、米政策や農協のあり方を含め、農業委員会の役割の見直しについても重点項目として議論されておりますのは紛れもない事実であり、地域の実態を無視した余りにも急進的な農業改革論が先行していることに対し、私ども農業委員はもとより、地域の農業者は極めて大きな不安を抱えております。

このような状況から、この5月に東京で開催される全国農業委員会会長大会に私も参加をし、国に対して農業委員会の体制整備と活動予算の確保についての政策提案を決議する運びとなっており、更には、この会長大会の前段に行われます北海道選出国會議員への要請活動においても、これまで農業委員会が果たしてきた役割、そして、新たに新設された農地中間管理機構への関わり、加えて、国の農業政策についても北海道の実態についてしっかりと訴えるとともに、この規制改革会議が農業・農村現場の実態からかけ離れた急進的な論議が横行しないよう注視してまいりたいと考えております。

以上、申し上げてまいりましたが、農業委員会は農業者の代表機関として、役割と期待を裏切ることのないよう、地域財産でもあるかけがえのない農地と担い手を守り、意欲ある農業者が力強い農業経営を確立し、安心と気概を持って営農を続けられる基礎づくりのために努め、農業という職業を通じて、豊かな暮らし、活力ある地域の構築を目指して今後とも活動するとともに、私ども農業委員の活動が市民の方々に理解されるものとなるように努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

- 議長（神田壽昭君） 粥川議員。
- 6番（粥川 章君） 終わります。ありがとうございました。
- 議長（神田壽昭君） 11番 小池浩美議員。
- 11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

最初の質問は26年度予算についてです。

国の26年度予算案は、今年度内の成立が決定いたしました消費税3%の大増税を初め、年金や介護、医療など社会保障の削減、教育・農業・地方財政など暮らしの予算の削減、一方、大企業減税と大型公共事業のばらまき、軍事費の2年連続増額、そして公債費は増え続ける予算となっています。現実には、消費税増税を前にして、もう既にスーパーに並ぶ食品を初めガソリンや灯油など物価が上昇しています。北海道電力は再度電気料の再値上げを打ち出しています。働く人たちの賃金は抑えられたままであり、年金支給額は引き下げられています。26年度の国家予算は、介護保険の改悪、医療報酬の改定、年金の更なる引き下げ、そして消費税大増税など国民生活を直撃する予算となっています。

さて、我が党は、2月初旬、市内5,000戸にわたしのまちアンケートをお届けし、暮らしの

こと、子育て・教育のこと、まちづくりのことなどについてお聞きいたしました。2月末までに210人から回答が寄せられ、自由記入欄には、330項目にわたる、実にさまざまな市民の声が吐露されていました。回答者は20代から80代以上で、今の暮らしは大変苦しい、このままでは暮らせないという声は、合わせると回答数全体の41%を占めています。そして、その苦しい理由は、年金が下がったが30%、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の負担が大きいのが25.7%です。40代の女性からは、最低賃金でフルタイムで働いていても生活が大変なのに、電気代、灯油代、4月からは消費税増税となり、今後どうして生活していけばいいか。生命保険も支払えず解約してしまい、もし病気になっても入院もできない。貯蓄ももちろんできないので老後の不安がある。低所得者が安心して暮らせるようにしてほしい。こういう声が寄せられています。市民の暮らしはどの年代でも年々厳しくなっています。アンケートに寄せられた330もの声からは、先に希望が持てず不安の中で必死に生活している市民の姿が見えてきます。

予算編成に当たっては、国の悪政から市民の命と暮らしを守り、地域経済を活性化し、市民が不安なく安心して暮らせることを機軸とするべきだと考えますが、本市新年度予算は、市民生活をしっかり守る予算になっているのかどうかお聞きいたします。

雪崩のように襲いかかる市民負担に対して、どのような防御策、支援策を予算に組み込んでいるのでしょうか。特に低所得者への支援策はどのようなのでしょうか。また、新年度予算は市民一人一人が元気に暮らせるまちづくりを基本とした予算編成だとしていますが、どのように予算に具体化されているのかお聞きいたします。

農業や畜産業にかかわる予算は、本市基幹産業でもあり、毎年恒常的に積み上げられていますが、商工業の個人事業者や商店街全体への支援策はどのように予算に反映されているのでしょうか。燃油高騰の影響、消費税増税の影響は、農業者はもちろんですが個人事業者への影響は大きいと思います。特に消費税増税実施後は、中小建設業を初め商店には深刻な影響があると推測されますが、これらへの対応を反映した予算になっているのかどうかお聞きいたします。

商店街の活性化こそ町を元気にし、雇用の場を広げ、若者の定住につながると考えます。

予算にかかわる最後の質問になりますが、24年度決算審査意見書では、24年度は黒字決算ではあったが、経常収支比率が89.5%と高く、その他各種指数から判断して、依然として財政状況は硬直化の状態が続いていると言えると指摘しています。この監査委員の意見を受けとめて、どのように財政の健全性を確保し予算に反映させたのかお聞きいたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

我が国においては、少子・高齢社会を迎えて人口構成が大きく変化し、加えて、雇用の不安定化、格差問題や社会的な連帯感のほころびなど新たな課題への対応が求められている現状にあります。

こうした中政府は、税収や保険料収入の基盤となる強い経済を取り戻しつつ、消費税引き上げにより財源を確保し、社会保障の充実・安定化を進め、次世代に引き渡していくとの方針の

もと、社会保障と税の一体改革を進めています。現在の社会保障は、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心となっており、今後更に高齢化が進む社会においては、社会保障の充実と安定を将来にわたってしっかり支えていける体制を確立することが喫緊の課題であると認識しています。

そこで、平成26年度予算では市民サービスの質を確保し、地域経済の活性化を図るとともに、市民が主役のまちづくりを念頭に編成に当たったところですが、特に高齢期の医療や介護に不安を感じている市民が、生涯を通じて生き生きと安心して生活することができる豊かな高齢社会を構築するため、健康長寿日本一を目指す拠点施設として、高齢者福祉センターの整備に着手するなど、保健・医療・介護・福祉の連携と体制の強化を図ったところです。

また、子育て中などの若い人々が将来に夢と希望を持つことができるよう、子育て日本一を目指して安心して子供を産み育てる環境づくりを進め、子ども・子育て支援事業計画の策定や子育て支援、相談・療育体制を充実してまいります。

更に、足腰の強い地域産業の創出や、基幹産業である農業を軸に6次産業化を推進するとともに、国の経済対策に対応し、補正予算により前倒しで実施する事業と、がんばる地域交付金を活用する26年度予算を一体的に実施するなど、市民福祉の向上と地域経済の発展を機軸として予算への反映を図った次第であります。

次に、市民負担の軽減策についてですが、消費税率が8%へアップしたことによる市民生活への影響として、年金額が240万円の夫婦2人世帯では、年間約3万5,000円の負担増になるとされており、そうした家計への負担軽減策として、住民税非課税世帯などへの簡素な給付措置として、臨時福祉給付金を交付するほか、児童手当の支給世帯に対しては子育て世帯臨時特例給付金を支給します。また、乳幼児やひとり親世帯に対する医療費給付事業や、高齢者に対する敬老バス乗車証交付事業に加え、新たに小・中学生に対しバス利用の半額を助成することとしたほか、後期高齢者医療保険料については、低所得者向け負担軽減策が4月から拡充されます。更に、介護保険利用料軽減事業、低所得者に対する上下水道料金の軽減事業、介護予防のための住宅改修事業を引き続き実施するほか、高齢者等入浴料助成事業や、児童・生徒大会参加交通費助成事業については拡充して実施してまいります。更に、遠距離通学助成事業、幼稚園就園奨励補助事業、ひとり親家庭等児童入学資金支給事業や母子家庭就業支援事業を継続するほか、経済的に恵まれない要保護児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行う就学援助事業については、今後、事業の見直しを行うなど更に検討を進める中で継続してまいります。

次に、個人事業者や商店街全体への支援策についてであります。

新年度予算における商店街の振興対策としては、商店街共同駐車場確保事業を初め、商店街にぎわい創出事業、土別・朝日両地域の年末年始大売出しや、産・学・官連携商店街ガイドマップの作成など、商店街活動や個店経営の活性化のために取り組む事業への補助のほか、中小企業振興条例に基づく各種助成事業、商店街でのイベント開催の促進、空き店舗の活用や新規開業に対する助成、更に、店舗改修に対する助成等についても継続して取り組んでまいります。

また、消費税増税に伴う中小建設業に対する対応としましては、これまでどおり、事業主にとって重要な運転資金、店舗改修等の資金を初め、経営資金、設備資金、緊急経営安定資金の特別融資資金など、可能な限り各種融資制度を活用していただくとともに、国の中小企業者に対する経営安定支援策でありますセーフティーネットの利用についても、商工会議所、商工会や金融機関と連携する中、対応する考えであります。

更に、市民や中小建設業者からニーズの高い住宅の新築・改修や店舗改修については、制度開始以来、これまで905件に助成し、事業費の総額は34億円を超える事業でありますので、市民の住生活環境の向上はもとより、地域経済への波及効果も大きく期待できることから、補助制度を継続し予算を措置したところであります。

国においても、地方の経済対策として、25年度補正予算と26年度予算において、地域商店街活性化事業等に対する補助制度も措置されておりますので、今後、事業の可能性について、商工会議所、商工会や中心商店振興組合など関係団体と検討の上、対応してまいります。

また、市発注の工事などでは、労務単価改訂の反映等適正な積算のもとで品質の確保を図るとともに、公共調達検討委員会での議論を踏まえ、地元企業の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性や合理性の確保に配慮しつつ、発注方式の見直しや下請け契約の適正化の検討を進め地域経済の振興に努めてまいります。

こうした取り組みを進める中で、基幹産業である農林業や商工業などの経済が活性化し、次世代を担う子供たちが健やかに成長する社会の実現を目指して、今後ともまちを元気にをキャッチフレーズに市政運営を進めてまいります。

次に、財政の健全性についてであります。

平成24年度一般会計の決算では経常収支比率が89.5%であり、前年度から4.1ポイントの改善はありましたが、決まって支払う義務的な経費は増加し、経常収支が悪化して財政硬直化が進むことになると、政策的、裁量的事業が実施しにくい状態になります。26年度予算における政策的予算は、前年度と比較して30.1%の大幅な増となっておりますが、義務的な経費は0.6%の増とほぼ前年並みとなっており、このうち人件費、公債費等を除いた物件費、維持管理費の前年比では、消費税の影響を含めても2.2%の増にとどめるなど、義務的経費の予算計上については事務事業の効率化や重点化などにより節減に努めたところであります。

今後についても行財政改革懇談会や自治体運営改革会議での議論のもと、公共施設の再編や定員適正化計画の策定などの行財政改革の取り組みを強化するとともに、持続可能な財政基盤の構築に努め、一層の効率化と中長期的視点に立った行財政運営に努めてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次の質問は介護保険についてです。

26年度国家予算の特徴の1つは、社会保障と税の一体改革による消費税の増税と社会保障の改悪を目指すものとなっていることです。

介護の分野においては、第6期介護保険事業計画を視野に入れ介護保険法を改定し、徹底した介護給付の削減と容赦ない国民負担増が盛り込まれています。在宅介護から社会介護へ、介護の社会化を目指してつくられた介護保険制度は、14年目にして、とうとう在宅介護、在宅医療へと逆戻りしてしまいました。社会保障のための消費税増税は国民だましのキャッチフレーズでしかないことが明らかになりました。

自立、自助、家族・地域の支え合いを声高に叫んで、政府は公的社会保障の削減を正当化しています。医療・介護・年金などのあらゆる社会保障の分野で、自民公明政権は制度の切り捨てを進めています。介護保険法の改定については、昨年第3回定例会において個々の項目に対する市の対応をお聞きいたしました。その時点ではまだ社会保障制度改革のプログラム骨子案での課題提起であったため明確なお答えをいただけませんでした。しかし、26年度中には、市は改定された介護保険法を組み入れた第6期の介護保険計画を策定し、27年度から、この計画に基づく介護施策を実施しなければなりません。士別市民がいつまでも健康で経済的不安のない安心の高齢期を過ごすことができるよう願って、以下、順次お聞きいたします。

介護保険改悪の1つは、要支援1、要支援2と認定された人への訪問介護と通所介護サービスを介護保険サービスから外し、新たに地域支援事業を市町村に実施させそこに丸投げします。本市においては、訪問介護と通所介護は要支援者の5割強が利用している大事なサービスです。また、サービスの内容、人員基準、運営基準、利用単価などの国の基準はなく、ほとんど自治体任せとなっています。文字どおりの丸投げです。地域支援事業の財源は介護保険財政から出ますが、介護保険給付見込み額の3ないし4%以内という上限があります。訪問介護や通所介護事業にも上限がかかればサービスの切り捨てにつながりかねません。このような施策はサービスの質を落とし、介護事業者の経営を困難にし、介護予防の後退になると考えますがお考えをお聞きいたします。

新年度国家予算では、市町村に任せた介護予防などの地域支援事業への交付金を増額しています。また、新たにボランティアなど生活支援の担い手育成や、ネットワークをつくる生活支援コーディネーター配置事業に予算を充当しています。本来ならば、生活援助は専門職のヘルパー等が担ってきましたが、これからは地域のボランティアなどに任せるといことです。露骨な介護給付費の削減策と言わざるを得ません。

本市は、27年度からの要支援1・2の人への介護給付事業や介護予防の生活支援事業をどのように実施しようとしているのでしょうか。具体的なお考えをお聞きいたします。更に、もう既に実施されている生活支援事業の内容と、それへの経費は26年度予算にどのような形で反映されているのかお聞きいたします。また、利用料設定はどのようにお考えでしょうかお聞かせください。

特別養護老人ホームの入所が要介護3以上に限定されます。これから入所を希望する高齢者が対象ですが、入所後、要介護度が改善されて要介護1や2になると退所しなければなりません。要介護1や2でも、認知症や障害を持っているなどやむを得ない事情がある場合のみ特例

的に入所を認められます。特養ホームは絶対的に不足していますし、家族介護が困難な家庭はたくさんあります。介護する人のいないひとり身の高齢者が増えてきています。施設を増設するのではなく入所希望者を切り捨てる、こういう逆立ちの社会保障政策には怒りを禁じ得ません。このような介護や医療を受けられない高齢者をたくさん生み出すような制度の改悪をどのようにお考えでしょうかお聞きいたします。また、住民の福祉に責任を持つ自治体として、要介護1や2と認定され特養ホームへ入りたくても入れない人たちへの支援策をどのようにお考えでしょうかお聞きいたします。

介護保険サービスの利用者負担は1割、1割自己負担ということでこの制度は始まりましたが、利用料の引き上げという改悪が行われます。年間所得が160万円、年金収入で280万円、夫婦で359万円以上の高齢者の利用料は2割負担となります。利用料の引き上げはサービスの利用を抑制する人を増やします。

更に、今の制度では収入の少ない人が介護施設に入所した場合、食費や部屋代の負担を低く抑える補足給付の仕組みがありますが、これからは、貯金など資産があると認定されると対象から除外されることとなります。対象から外れると5万円から8万円もの負担増になると言われています。介護サービスの利用料2割への引き上げについてどのようにお考えでしょうか。

また、対象者への軽減策を講ずるべきと考えますがお考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

日本の高齢者人口は増加を続けておりまして、団塊の世代が75歳を迎える2025年にはピークを迎え、介護を必要とする方や介護にかかる費用も大幅に増加していくことが想定をされているところであります。

今回の制度改正は、こうしたことを背景に、世界に例を見ない高齢化社会に対応する制度の持続性の確保と、高齢者ができる限り住みなれた地域で尊厳を持って暮らしていくことができる地域包括ケアシステムの構築を目的として、今国会に改正法案が提出されているところであります。

現在までに示されている国の改正の基本的方向につきましては、急激な高齢者の増加等を考慮すれば一定の理解をしなければならないものと考えておりますが、現状示されている改正内容については、財源措置など課題も多いものと考えておりまして、国会での慎重な審議を期待しているところであります。

そこで、1点目の要支援者の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行についてであります。

国では、地域支援事業への移行に当たってガイドラインを策定し、市町村間の格差解消を図り、円滑な実施がされるよう支援することとしており、また、事業の費用については、公費負担の財源構成は維持するものの、今後、現行制度のまま推移すると年間費用の伸び率が5%から6%と年々増加が予測されることから、効果的、効率的なサービス提供を実施することで伸

び率を3%から4%程度を目安に抑制するとしております。

しかし、地方の人材確保が難しく地域間格差が発生するおそれがあることや、年間経費の抑制を優先することで、高齢者が的確な介護予防を受けることができなくなると、結果として介護費用の増加にもつながりかねない懸念もあります。

こうしたことから、市としては、道内各市と足並みをそろえ、北海道市長会への秋季要望としてサービス提供体制や市町村での格差が生まれぬよう、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にすることや、必要な運営費等の支援を図るよう国へ要望しているところであります。

次に、27年度からの要支援者に対する予防給付や生活支援事業をどのように実施するのか。また、26年度予算にどのように反映しているかについてであります。

本市での高齢者への生活支援としては、自立支援ホームヘルプサービス、除雪サービス及び地域支え合い事業として、福祉パトロールや配食サービスの実施をしておりますが、26年度については新規事業として、自治会によるサロン活動のモデル事業や認知症の方やその家族が集い、介護の負担軽減を目的とした認知症カフェを開設するなどを計画しているところであります。

今回の制度改正では生活支援サービスが地域支援事業に位置づけられており、高齢独居や高齢者世帯の増加に伴い生活支援が必要となる方も増えることから、多様な主体による生活支援サービスを、効果的かつ効率的に提供する必要があるとあり、一方では、高齢者の社会参加を進める観点から、元気な高齢者がこの生活支援の担い手として活躍すること、高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながるよう実施することが必要なことから、今後、国から示されるガイドラインを参考に、関係機関との協議・検討を進めながら、27年度からの第6期計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームの入所要件の見直しについてであります。

国は、特別養護老人ホームの入所対象者を要介護3以上に限定するとしておりますが、現行でも士別市民の入居者のうち約15%の23人が要介護1・2となっておりまして、認知症や家庭の介護条件が整わないことなどが入居事由となっており、介護度をもって一律の線引きは難しいものと考えますし、こうした方々が住みなれた地域で安心して生活できる受け皿づくりも必要でありますことから、国の十分な検討が望まれるものと考えております。

したがいまして、市といたしましては、当面、要介護1・2の方を含めた比較的軽度の方々への在宅支援のあり方について十分に検討を進めるとともに国の動向を見定めてまいりたいと存じます。

次に、利用料金の引き上げ及び介護保険料についてであります。

介護保険料については、消費税増税分の一部を低所得者の負担軽減に充てることとしており、現在、国の案で示されているように、住民税非課税世帯の方を対象に実施された場合は、士別市における65歳以上の被保険者の約半数が軽減の対象となると見込まれ、多くの方の負担軽減

が図られることとなります。

一方、利用者負担については現在まで1割として実施しておりますが、現役世代の過度の負担を避けるとともに、高齢者世代内での負担の公平化を図っていくため、負担能力のある一定以上の所得のある方を2割とする方向性が出されているところであり、具体的な基準につきましては、法律制定後に政令で定めることになっておりますが、現在、国におきましては、合計所得金額で申し上げますと160万円以上の方が想定をされております。この場合、士別市における被保険者のうち、全体の約10%程度の方が影響を受けるものと推計をしております。

また、施設入所等にかかる食費や居住費の負担軽減については、住民税非課税世帯に属する方を対象として実施しているところでありますが、在宅で食費や居住費を負担して生活をしている方との公平性を図ること、預貯金等を保有し、負担能力が高いにもかかわらず保険料を財源とするこの軽減が行われる不公平を是正する必要があるとの観点から見直されるものでございます。

見直し案につきましては、単身で預貯金が1,000万円を超える方や世帯分離している配偶者が住民税課税の方は対象外とするなど検討されておりますが、詳細については法律制定後に示されることとなります。

また、利用料金が2割となる方々への軽減措置のお話もございましたが、制度の運用方針など詳細が確定しなければ、具体的に影響を受ける高齢者について把握できませんので、今後、制度改正によってサービス利用を控えることなどの影響について、その動向を十分に見定めた上で対応を検討すべきものと考えております。

以上申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） まだ小池議員の一般質問が続いておりますが、ここで、午後2時45分まで休憩いたします。

（午後 2時25分休憩）

（午後 2時45分）

○議長（神田壽昭君） 本日3月11日は、3年前に東日本大震災が発生した日に当たります。震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するために黙祷を行います。皆様には御起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（神田壽昭君） 黙祷。

（全員黙祷）

○議長（神田壽昭君） お直りください。

以上で黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。

（全員着席）

(午後 2時47分再開)

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 最後に国保税についてお聞きいたします。

昨年11月の決算審査特別委員会において我が党の斉藤議員が、25年度の国保決算の見込みについて質問いたしております。そのときの御答弁では、基金を全部取り崩して収支均衡を図らなければならない状況で、今後、医療費が伸びるようなことがあれば赤字決算も想定されることでした。そうなれば市民生活に大きな影響を与えることは必至です。あの御答弁からおよそ4カ月がたち、25年度の会計状況をほぼ俯瞰できる時期になったのではないかと考えますが、現時点ではどのように収支決算を推計されているのかお聞きいたします。

国保会計は毎年厳しい状況が続きますが、本市の国保税の収納率は全道的に見て決して低くはなくむしろ高いほうに位置しており、一方、市民1人当たりの医療費は全道平均を下回り、低い状況になっています。こういう状況で赤字が取り沙汰されていますが、この実態をどのように分析されておられるのかお聞きいたします。

国民健康保険は今日まで市町村単位で運営されてきています。しかし、今や国は国保の広域化に向けた方針を打ち出し、都道府県は2017年度実施に向けその準備を着々と進めています。国保の広域化については、4年前、2010年の第4回定例会でもお聞きいたしました。その目的は、後期高齢者医療制度と国保制度をセットで改革し、新しく高齢者医療制度をつくり、その運営主体を都道府県とするものです。広域化が実施されると、後期高齢者医療広域連合のように、住民や被保険者の声は届かず市町村の意向も反映されなくなります。法定外繰り入れや市町村単独の事業が廃止され、国保税あるいは国保料の引き上げで住民負担が大きくなります。また、徴収が強化され、滞納者へは厳しい措置が行われます。現在行われているきめ細やかな納税相談や分割納付、低所得者への軽減策などは行われなくなり、国保証の取り上げなどが増加すると考えられます。国保の広域化のねらいは、各市町村単独の一般会計からの法定外繰り入れを廃止することにあるのです。法定外繰り入れを廃止すれば、その分は市民の保険料アップに確実につながることになります。国保の広域化は社会保障としての国保制度を壊すものと考えますが、どのようにお考えかお聞きいたします。

市民の国保税負担は大きいものがあります。さきのアンケートからもおわかりのように、生活を圧迫させているものに国保税が挙げられています。にもかかわらず、土別市民は実にきちんと納税していることは収納率97.48%の数字から明らかです。まじめに市民の義務を果たしている人たちへ、これ以上の税率引き上げの負担増をしてはなりません。これ以上の税率引き上げは逆に滞納増加につながり、国保会計へ大きなダメージを与えかねません。

今日の国保会計の悪化と高い国保税の根本は、1984年からの国庫負担割合の引き下げにある

と考えます。1984年に国民健康保険法が改悪され、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合は50%から、2007年には25%と半額になり、それと反比例して、加入者1人当たりの保険税または保険料は3万9,020円から8万4,367円と倍増しています。

また、20年前は240万円だった国保加入世帯の平均所得が、2009年度は158万円にまで落ち込み、2011年度では141万円となっています。市町村国保の国庫負担を計画的に50%に戻し、所得に応じた保険税、あるいは保険料を設定し滞納をなくすことが、持続可能な国保財政の道と考えますがいかがでしょうか。国保財政の健全化への方策についてのお考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず平成25年度国保会計の決算見込みについてであります。

歳出については、国保給付費のうち3月から12月診療分の10カ月分が確定しておりますが、現段階では予算額を5,300万円程度上回る約18億5,700万円と見込んでおり、予備費3,000万円を全て充用して対応しなければならない状況にあります。更に、残り2カ月分についても、これまでの推移から医療費の伸びが懸念されるところであります。

また、24年度における国からの療養給付費負担金については、超過交付となっておりますことから、約4,100万円を返還することとなっております。歳出の増加につながっております。

一方、歳入についてであります。2月末現在における現年分の国保税収納率は、昨年同期と比較して0.7%増加した89.9%となっている状況から、現行予算の約5億6,300万円を確保できるものと見込んでおります。ただ、国・道支出金において現段階で不確定な要素もありますが、予算を下回る見通しにあり、全体収支では基金1億2,300万円を全て繰り入れたとしても、なお不足が生じるものと推計しているところであります。

次に、国保会計における赤字についてであります。

まず、本市の置かれている現状であります。1人当たりの医療費は全道平均をわずかに下回っておりますが、高齢化や医療の高度化等によって年々増えている状況であります。

また、国保税収納率は全道でも高い位置にありますが、国保税率では全道平均を下回り、1人当たりの国保税額でも全道平均を下回っている状況であります。

都道府県別に見ますと、北海道は、医療費、国保税額ともに高い地域であり、全国平均と本市を比較しますと、1人当たりの医療費では全国を上回っておりますが1人当たりの国保税額は下回っている状況であります。

そこで、国保会計の財政運営についてであります。医療給付費の2分の1を保険料で、残り2分の1を公費負担で賄うのが原則であります。本市の国保税率につきましては、平成22年度に医療分の税率改定を行っておりますが、市民負担増への配慮から、当時の収支不足額を全額補填できる税率改定にはない中で、被保険者数の減少により国保税収が減少する一方、1人当たりの医療費は増加しております。後期支援金分、介護分につきましては、平成20年度に現

行の税率を改定しておりますがそれ以降は改定しておらず、一方で、それぞれの制度へ拠出するための1人当たりの拠出金額が毎年増え続けている状況であります。

したがって、現行の保険税率は平成22年度以降4年間据え置いている状況にあり、この間の被保険者数の減、医療費の伸び、拠出金額の増には対応できなくなっているというのが実態であります。

また、国庫支出金を初め前期高齢者交付金、後期高齢者支援金などにつきましては、前年度、または前々年度の精算が行われ、超過交付による返還金が生じる場合があり、返還額によっては国保財政に大きな影響を及ぼすという問題も生じております。

国保会計の全体収支で見ますと、ここ数年は歳出が歳入を上回っている状況が続き、国保支払い準備基金を取り崩して収支均衡を図っている状況であることから、歳出に見合う国保税収が得られてはいないものと考えております。本市のような小規模保険者においてはリスク分散が働きにくく、人工透析、心疾患といった高額医療費の発生により財政運営が不安定になりやすい状況にあるため、本来は、医療費の動向等を見極めた上で毎年の税率見直しによって安定化を図る必要があるものと考えているところであります。

次に、広域化への考え方についてであります。

市町村国保は、制度導入以降、産業構造が変化し、農林水産業や自営業の方の構成割合が大幅に減少する一方で、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加に加え、近年の経済不況に伴う失業者の急増など財政運営は危機的な状況にあります。

また、市町村国保の抱える財政上の構造問題として、被保険者の高齢化による医療費の高さ、所得に占める保険料負担の重さなどもあり赤字保険者が増え、一般会計からの赤字補填目的の法定外繰り入れ措置が増加していることや、小規模保険者の財政基盤の弱さ、更には、保険料、医療費などの地域格差が課題となっております。

国では、これらの構造問題や医療保険者のあり方についての課題解決に向け、昨年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆる、プログラム法により改革が進められているところであります。その中で、国保については財政支援の拡充と財政上の構造的な問題の解決を前提条件として都道府県が運営を担い、保険料の賦課徴収、保険事業など引き続き市町村で担うとされる業務など、適切な役割分担となるよう検討を進め、必要な措置を講じるとされております。国保の都道府県単位の広域化は、財政の安定化に加え、国保が抱える構造的な問題の1つである保険料格差を解消し、負担の公平性を確保するためにも不可欠であると考えており、このことは全国市長会として国に提言をしてきた経過もあります。

広域化に向けては、医療保険制度に係る基本的な制度設計、給付費に対する国庫負担、所得格差に対する財政調整は国の役割、医療保険者としての財政運営は都道府県の役割、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収は市町村の役割として、それぞれの立場で責任を果たしていくことになるものと見込まれております。

その市町村事務には、保険料の賦課及び徴収がありますが、この分野は、やはり地域事情や住民の生活実態など市町村でなければ対応が困難と考えますし、小池議員お話しのとおり、納税者へのきめ細やかな対応は今後も質を落とすことなく継続していかなければならないと認識をいたしております。

同様に、保険事業につきましても、引き続き市町村が実施していく方向性にありますので、現在、取り組んでいる特定健診など被保険者の健康づくりに対する支援は市町村として積極的に関与し、後退することなく、これまで同様、その責任を果たすとともに医療費の抑制に努めていくべきものと考えております。

今後、広域化への取り組みの詳細が明らかにされ、保険料の一本化など大きな課題もありますが、第1に、被保険者が混乱なく制度移行できることが重要となりますので、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場、いわゆる国保基盤協議会に意見が反映されますよう国や道の動向を注視しながら準備を進めてまいります。

最後に、国保財政の健全化への方策についてであります。

国民健康保険は国民皆保険体制の中でも最後のとりでとして重要な役割を担い、地域医療においても大きな役割を果たしておりますが、市町村国保が抱えている構造的な問題はさきに申し上げたとおりであります。国保制度を将来にわたり持続可能な制度とするためには、何と言っても財政基盤の拡充、強化が不可欠であり、現行の国保財政基盤強化策の恒久化及び、低所得者対策の強化や低所得者の多い保険者への支援を図る必要があります。更に、医療費の増加に伴い、被保険者の保険料負担が限界に達している保険者も多いことを踏まえると、公費負担割合を50%以上にする必要のあることを全国市長会として訴えてまいりました。

こうしたことから、社会保障制度改革に当たって市町村国保の低所得者に対する財政支援の強化策として、新たに2,200億円程度が税制抜本改革とともに実施されることとなったところであります。国民健康保険制度はセーフティーネットとしての役割を果たしてまいりましたが、人口構造や産業構造の変化の影響は、最後の受け皿である国保に強くあらわれることとなり、制度が抱える問題も多く、複雑で、直ちに健全化を図ることは非常に困難な課題であると考えております。

このため、医療・介護を含めた社会保障制度全体の中で検討していくべきものと考えておりますが、まずは、今回示されている改革が確実に実行されるとともに、更なる国の財政支援が必要であると考えているところでもあります。

本市の国保財政は、26年度当初予算において1億5,800万円の財源不足が生じており、単年度ではもちろんのこと、今後、広域化を見据えましても健全化が急務であります。

本市は、全道においても国保税の収納率は高く医療費は低めに抑えられていることから、この状況は被保険者の協力があったのことで認識をしておりますが、これまで以上の収納率の向上や医療費の抑制を図ったといたしましても、中長期的な国保財政の維持及び健全化を図るためには、やはり税率改定が必要不可欠と認識いたしております。現在、国保運営協議会の中で

検討されておりますが、急激な市民負担の増加にならないよう配慮すべきとの御意見もありますことから、市の財政状況など総合的に判断しながら、協議会での経過を踏まえまして議会に御相談申し上げたいと考えております。

本市といたしましては、当面は単体保険者としての運営となるわけでありますので、国保財政健全化に向けて一層の努力をいたしてまいりますのであります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 25年度の決算についてですが、結局は基金を全部繰り入れても不足すると、そういう結論。これはもう結論なのでしょう。今の御答弁では、税率を改定することはもう不可欠だというようなお言葉でしたけれども、この26年度の予算では、そうしたら税率が上がった形で出てくるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まだ25年度が終わってはいないところでありますけれども、毎年の状況を見ますと、この3月の中旬ぐらいになりますと大体その年度の収支全体が見えてまいります。

そういった中におきましては、先ほども申し上げましたとおり、今、小池議員もお話しにありましたけれども、まず、この年度においては赤字決算をしなければならない状況が見えているというところであります。

それと、これは去年の議会の中でもいろいろ御質問があつて、税率改定はやむを得ないのではないかといったようなことを当時もお話ししてまいりましたけれども、今そういう状況にあること、それと、26年度予算を組むときにも、歳入欠陥補填収入を組まなければ予算を組めない状況があるということが1つ。

それと、今現在の中では、平成29年度には都道府県の広域化になると。そのときには、それぞれの市町村国保が、全てが収支のバランスがばらばらでは、なかなか都道府県下の広域化というのはできないということで、ある程度のバランスのとれた税率に持って行かなければならないということなどを勘案しますと、現段階においては、税率改定はやむを得ないというふうに考えており、今、国保運営協議会の中でもその方向で御協議をいただいているところでありますけれども、ただ、今議会でも、今、いろいろお話し出ておりますけれども、消費税も4月から5%から8%になるというときに、余り急激な上がり方をすると市民がその負担に耐えられないというお話もありますので、その辺のことを十分勘案しながら。

ただ、一方では、国保税をある程度抑えるということになりますと、これは、一般会計からの繰り入れといういろいろなことも考えられることもありますので、その辺のことも今後考えながら、どの辺にしていくかということを決断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 消費税も上がるというふうな状況の中で、ぜひとも、市民負担が大きくなならないような策を、知恵を絞って考え出していきたいなと思います。

質問が残り1つしかなくなりましたので、最後に滞納の実態をまとめてお聞きしますので教えていただきたいと思います。

国保の滞納処分の実態ということで、滞納者数、金額と、それから差し押さえの数と金額。それと後期高齢者医療制度のほうの滞納実態も同様に教えていただきたいことと、国保の短期証、長期証の発行の実態も教えていただきたいなど。どんなふうに変化しているのかを知りたいので、二、三年の幅で教えていただければと思います。

○議長（神田壽昭君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君） 今、小池議員のほうから国保税に関する滞納状況について、私のほうから御答弁を申し上げます。

まず、24年度の実績でお答えを申し上げたいと存じます。

まず、国保税の滞納状況につきましては、現年度分にかかわる滞納世帯、これについては190世帯で前年度より46世帯減っているような状況であります。また、24年度に新たに滞納となった世帯数につきましては64世帯ということであります。ただ、このうち21世帯につきましては、25年度の比較的早い段階で滞納繰り越し分を解消しているというような状況でございます。

あと、滞納額でございます。

現年度分につきましては、滞納額は1,493万円と、前年度より322万円の減でございます。滞納繰分につきましては6,267万円と、これにつきましても前年度より600万円の減でございます。現年度分、更には滞納分合わせますと7,760万円ということで、これも前年度に比較しますと921万円の減ということで、率にしますと10.6%の減ということで改善傾向には来ている状況でございます。

それと、滞納、差し押さえの関係でございます。

これも24年度につきましては26件で額にしますと144万8,000円。25年度、これはまだ、今現在中なんですけれども、2月末現在で36件の差し押さえで281万7,000円でございます。この差し押さえにつきましては預貯金ですとか国税還付金など、これは本人同意のもとに国保税のほうに充当をしているというような状況でございます。

また、後期高齢者の医療保険料につきましては、平成24年度、滞納者に対する参加差し押さえによる措置としまして、1人に対して2件、6万3,500円の実績がございます。25年度についてはない状況でございます。

それと、資格証明書のお尋ねであろうかと思いますが、資格証明書の交付につきましては、21年9月以降、この資格証明書の交付実績はございません。ただ、短期被保険証の交付状況につきましては、24年度末実績では52世帯86名。更に25年度につきましては、2月末の交付状況でありますけれども、53世帯79人ということで実績が報告されております。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 初めに、総合福祉センターについてお尋ねいたします。

市長のマニフェストにある健康長寿日本一を目指す拠点施設となる（仮称）高齢者福祉センターは、あすなろ保育園の跡地に建設されるとのことであります。このセンターは、地域の高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活とともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどを総合的に供与する施設になるものと思います。

そこで、このセンターの建設にかかわって何点かお尋ねいたします。

まず、前提として、お年寄りが安全にこのセンターに通えるように、街灯及び防犯灯、これは自治会ですけれども、この整備、歩道・車道の分離など環境の整備が必要ではないかと思いますが。福祉センターの前にはあすなろ児童公園があり、夏場にはこの公園を利用する子供たちも増え、老人や幼児に対する安全は重要な問題であります。

また、近年、家族や地域社会の変化により、子供、中高年、高齢者など世代の異なる者が互いに関わり合う機会が減少しています。高齢者にとって子供とともに触れ合うのは、日々の生活に張りや楽しみ、あるいは子供世代の考え方などを知る機会になります。子供たちにとって高齢者に接する機会は、子供たちの成長においてもよい経験になると思います。公園で遊ぶ子供とお年寄りの対話の場所をつくるというようなことを、この高齢者福祉センター施設をつくる時点で関連して検討されなければならないのではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、私は、そこにある、ぷらっとの浴場に通う1人ですけれども、今までの利用客に加えて高齢者福祉センターに通う人が入浴すると、現状の浴場またはサウナでは狭いのではないかと思います。高齢者福祉センターとぷらっとをつなぐとなれば、ぜひとも増築を考えてほしいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

次の質問は、駅前再整備構想について。

まちづくりは決して一部の専門家による地域分析から始まるのではなく、一人一人の住民の、こんなふうに生きたい、こんな生活をしたい、こんな町にしたいという思いから出発するのだと思います。すぐれた、科学的で客観的な分析は、その思いを実現するためには必要不可欠ですが出発点となりません。そしてその思いは、一人一人違うので、住民、議会、行政、あらゆる人たちの対話により合意をつくり出していくことが大事です。

市長は、1期目の公約に、店舗併設の複合公住を整備するまちなか居住推進プロジェクトを掲げ、庁内検討チームを発足し、駅前ビルの再整備を含めた中心市街地のまちづくりについてさまざまな検討を重ねてきたものと思います。駅前再整備について、地域住民と話し合いを行っているとのことですが、どのような意見が出たのかお知らせください。

また、市民の意見をどのように計画に反映するのか。単なるアリバイづくりになっていないのか。商店街など関係者の意見はどのようなものがあつたのかお知らせください。

まちづくりには正解はありません。私たちの外にある正解を見つけるのではなく、私たちが対話によって合意をつくり出し、人口減少という歴史的な転換期にあつて、この対話による合意づくりをリードしていくことも最大のリーダーシップと考えます。

我が国は初めて人口が減少する社会を迎え、右肩上がりを前提にしてきた社会の仕組みと、

私たちの頭の中を根本的に変えない限り新しい可能性は見出せません。人口が減るのだから、質を高めながら、地域のあらゆる仕組みをうまく小さくしていくために自治体の役割はより大きくなっています。以前は、地域を発展させるためには国の成長戦略に乗ったほうが有効な面がありました。しかし、質を高め小さくしていくには、地域で生活する人たちが自分の頭で考え知恵を出し、みずからの責任で地域の設計をしていくしかありません。その覚悟はまずトップに求められると思います。いかがでしょう。

今解体しようとしている駅前ビルがたどった道を、現在、建設しようとしている複合店舗はたどらないでしょうか。当時とは社会の状況に変化があり、また、誰もが使いやすく安全に移動できる交通バリアフリーの実現、地域の個性、親しみなどを感じさせる景観の形成、環境への配慮など新たな視点に立った総合的な施策が求められます。コンパクトで、生活に密着した駅前再整備を進めていくことは重要な課題であり、そして市民の交流の場など、町なかのにぎわい創出をすることは重要であると思います。

町なか居住公営住宅、複合店舗も含め、市民、商店街、各団体の合意、イメージの共有が必要かと考えております。この件を、市長のお考えをお聞きして私の一般質問を終わります。

(降壇)

○議長(神田壽昭君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、高齢者福祉センターについて答弁申し上げ、駅前再整備構想については総務部長から答弁申し上げます。

初めに、高齢者福祉センター建設に係る考え方について御説明申し上げます。

現在の北町総合福祉センターは昭和54年に建設し、築後34年が経過しているため老朽化し、維持経費も増加傾向にあります。また、所在地が中心市街地より離れており、バス停留所が近くにないなど交通の利便性も悪く、施設利用者は、老人クラブの加入者及びいきいきデイサービス利用者に限られた状況にあります。

こうしたことから、私のまちづくりマニフェストの中で、健康長寿日本一を目指す拠点施設として、現在の北町総合福祉センターの機能等を見直し、高齢者福祉センターとして移転・新築することは、先般の市政執行方針でも申し上げたところであり、平成27年度建設、平成28年度の開設を予定しているところであります。

施設の役割や機能につきましては、今後、市民の意見を反映した施設となるよう、本年4月に市民会議を設置し協議を進めてまいりたいと考えております。

また、建設場所については、比較的交通の便のよい中央市街地とし、現在のところ、中心市街地交流施設ぷらっとに隣接して設置することを想定しており、一体的な活用を図ることで、施設の有効利用と、高齢者と地域の方々の交流を促進してまいりたいと考えております。

現在、庁内プロジェクトにより、健康長寿を目指す拠点施設として機能するために必要な施設の運営方針等について検討しているところでありますが、高齢者の生きがいくつりと社会参

画、介護予防、市民相互の支え合いを基本としてまいりたいと思います。

そこで、御質問の世代間交流の場についてであります。遠山議員お話しのとおり、少子高齢化社会に進む中で、高齢者世帯の増加や核家族化が進み、それぞれの世代で抱える問題の多様化や地域における世代間のつながりが希薄化しており、いま一度、地域住民による支え合いや地域のつながりを見直し、さまざまな世代がともに活動し相互に理解をしていく共生のまちづくりの中で世代間交流の場を設けることは重要であると認識しているところであります。若い世代が高齢者に対し贈り物をつくったりもてなしをする活動は、高齢者を敬い大切にするなどやさしい思いやりの心が育つものと考えますし、高齢者が長年の人生で培ってきた知恵や経験をもとに、若い世代に郷土の歴史や文化を伝えることは、地域社会に還元する社会貢献となり、生きがいを助長することにつながるものと考えます。

現在も老人クラブ連合会の運動会に西児童センターの子供たちが参加をし交流を行ったり、あいの実保育園に介護事業所であるゆうあいの利用者が訪問し子供たちと遊んだり歌を歌ったりゲームを行うなど交流を図っているところであります。

こうしたことから、高齢者福祉センターにおいて世代間交流機能が発揮できるよう、高齢者や市民が交流できる触れ合い空間の創出と、地域コミュニティーの再生を目指す町なかサロンのような交流スペースを設けるとともに、児童公園の場も含め、高齢者が直接施設運営や世代間交流に関わりを持てるソフト面などについて、市民会議において検討してまいります。

次に、周辺環境整備についてであります。

現状の街灯設置状況は、あすなろ公園に隣接した各市道交差点照明として5基、ぷらっと前に1基、公園灯3基、その他買い物駐車場やぷらっと駐車場にも施設照明が設置されている状況にありますが、老人や幼児に対する安全確保のために街灯設置が必要かどうか、地元自治会等の意見も聞きながら検討してまいります。

次に、公園周りの歩道の整備状況については、市道西1条通りに面している公園の東側と南側に歩道が設置されていますが、公園北側と西側については未整備となっています。今後、高齢者福祉センターの建設に伴い、歩行者や通行車両の増加が予想されるところでありますので、歩行者の安全確保のため、未整備箇所への歩道整備について検討してまいります。

次に、ぷらっとの増築についてであります。

高齢者福祉センターとぷらっととの一体的な活用により、ぷらっとの利用者も増加することを大いに期待しているところでありますが、現状のぷらっと利用者の動向から見ると、1日平均40名ほどの利用であり、うち日中の利用は30名程度であります。開設当初は70名ほどの利用もあったことから、高齢者福祉センター利用者との重複利用があった場合でも十分対応できるものと考えているところであり、現段階で増築については考えていないところであります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、駅前再整備構想についてお答えします。

駅前再整備構想については、昨年の1月以降、商工会議所を初め商工会議所が組織するまちづくり推進協議会や商店街振興検討委員会、駅前周辺の自治会や振興会の皆さんに御説明申し上げ御意見を伺ってまいりました。

更に、昨年7月下旬からの地域政策懇談会においても、多くの市民の皆さんから御意見を伺ってきたところです。

特に、丸武児童公園とあすなろ公園の整備に当たっては、つどいの広場きらの利用者や子育てサポートむっくりのスタッフ、私立幼稚園の先生などとも協議し、遊具や周辺の交通安全、犬・猫等のふん尿防止対策のほか、水遊びスペースの設置などの御意見をいただき、それらを最大限設計内容等に反映させてきました。これら2つの公園については、昨年10月にリニューアルオープンしたところであり、利用者からは、とてもよい公園になったとの感想が寄せられるなど高い評価を得ています。

駅前再整備に関する御意見や御提言の内容については、自治会や振興会の皆さんからは、よい計画だ、もう数年早い時期に進めてほしかった、周囲に商店がなくなったのでコンビニ的な店舗ができることは望ましい、駅前が整備されれば地域全体ににぎわいが生まれるなどの期待の声があった一方、商工会議所関係の方々からは、駅前再整備にとどまらない中心商店街の活性化対策や、町なかのにぎわい創出に向けての取り組みを望む意見が寄せられました。また、自治会、振興会への説明会や地域政策懇談会では、市外からの利用者にも配慮すべき、道の駅的な活用も検討してはどうか、土別の玄関口や顔としての整備を進めるべき、合宿選手の利用にも配慮する必要がある、高速バス停留所の設置を希望する。あるいは、公営住宅は必要か、8戸の公営住宅でにぎわいの創出につながるのかななどの意見が寄せられたところです。更に、昨年10月に開催した子ども議会においても、駅前敷地への羊の放牧や羊肉料理の提供や羊グッズを販売する羊カフェの設置、建物の外観や施設内、調度品など羊をイメージできる雰囲気づくりなどの提言がありました。

これら、市民の皆さんや関係団体等の意見、更には、市長への手紙などを踏まえ、現在、庁内プロジェクトにおいて、構想から具体的計画へ移行すべく検討・協議を行っています。

複合施設についての現時点での考え方としては、公共交通の結節点としてのバス待合スペースと管理スペースを確保するほか、町の玄関口や市民の交流空間としての街角カフェのような多目的スペース、コンビニエンスストアなどの店舗スペースを設ける方向で、ユニバーサルデザインの視点にも立ちながら、必要最小限の面積規模の施設として検討を進めています。あわせて、建物のデザインや色を初め調度品などについても、本市のイメージや個性を発現し、その特徴をアピールできるものが必要かと考えています。

また、駅前広場や周辺道路の整備を含めた駅前空間の土地利用の観点から、都市計画街路の計画変更手続を初め、事業の実施主体や費用負担、財源の検討など、北海道やJR北海道と協議を進めているところであり、効果的、効率的な事業の実施に向けて更に検討を進めてまいります。

一方、公営住宅の建設に関しては、町なか居住の視点から複合施設との一体的整備を検討してきましたが、市民の皆さんからの御意見や駅前周辺の民間共同住宅の建設状況、更には、本市における公営住宅のあるべき姿と今後の整備方針も踏まえ、その必要性について再検討を進めているところです。現在、庁内のプロジェクトにおいて作業を進めていますが、市民の皆さんや来訪者など、多くの人々にとって快適で利用しやすい空間づくりを目指すとともに、中心商店街等への動線づくりも視野に、町なかのにぎわい創出につながる計画にしていきたいと思います。

26年秋には駅前ビルの解体を予定していることから、可能な限り早期に計画案を取りまとめ、商工会議所や中心商店街振興組合などの関係団体、更には地域とも協議し、最終的な計画を取りまとめてまいります。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時38分散会）